

平成 2 7 年第 1 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 3 日目)

平成 2 7 年 3 月 9 日 (月曜日)

午前 9 時 3 0 分開議

第 2 6 一般質問

○出席議員（１０名）

1 番 小 林 一 甫 君
 3 番 西 山 由美子 君
 5 番 上 原 豊 茂 君
 7 番 工 藤 弘 喜 君
 9 番 山 本 朝 英 君

2 番 佐 藤 静 基 君
 4 番 安 藤 義 昭 君
 6 番 橋 本 憲 治 君
 8 番 河 端 芳 恵 君
 10 番 余 湖 龍 三 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鍬 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	佐 藤 正 好 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援	
センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第26、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。通告書に従いまして、大きく2点、町長に伺います。

はじめに、町政8年の総括と今後の課題について伺います。

菊池町政、2期8年がたとうとしています。この間に約6千人だった人口は、昨年12月末で5,322人に減り、高齢化率も34%と年々高くなってきて過疎、少子・高齢化が進んでいます。

町長が目指していた「みんなで創る訓子府の元気」の到達度をどのように総括して、これからの課題をどのようにとらえているのか伺います。

1、ここ数年、国政の大きな流れの中で訓子府町を取り巻く環境もめまぐるしく変わってきており、町の生き残りをかけた施策が求められています。

今年は大型スーパーの出店、訓子府インターの供用開始なども見込まれており、これらにより、町内の人や車の流れなどが大きく変わることが考えられます。

プラス面とマイナス面があるかと思いますが、これらの状況をどのように考えていますか。

2、訓子府のPRが足りないように思います。もっと訓子府から発信して、訓子府の良さを知ってもらい、ふるさと応援団やふるさと納税を増やす取り組みをするなどの考えはありませんか。

開基120年に向けて、町民が訓子府の良さを再発見して誇りに思えるような取り組みをどのように考えていますか。

3、亡くなったり、転出されたりなどの理由で町内に空き家が増えていますが、2月末に施行された「空き家対策特別措置法」による固定資産税などへの影響はどのように見込まれていますか。

空き家を整備して、町内の事業所に町外から通勤している人たちにも住んでもらえるような施策の考えはありませんか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政８年の総括と今後の課題」について３点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

私が目指した「みんなで創る『訓子府の元気』町民にやさしいまちづくり」を目指して、訓子府町の元気、新しい「７つの基本施策」の到達点については、今定例会の冒頭でお示しさせていただきましたが、今日の人口減少、過疎化、少子高齢化の進行は、国策として進められた農地法改正と都市への労働力の集約にはじまり、農林水産物、特に林産物の完全自由化、国鉄廃止、大規模小売店舗法改正や農協合併奨励など、社会的、経済的要因が大きいと感じております。

一方では、日本創成会議の人口問題検討分科会の全国８９６自治体が将来消滅する可能性があるという試算の公表と時を同じくして国では「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、新交付金制度を創設した中で地方版人口ビジョンと総合戦略策定を求めていることも事実であります。

本町の人口減少等につきましては、全国の過疎地域と同様の傾向を示しているものの日本創成会議の人口問題検討分科会が試算に活用した国立社会保障・人口問題研究所の人口推計と比較すると若干緩和されているデータもあり、また、社会・経済情勢のほか、さまざまな原因がありますので、主たる原因の分析ができていない状況にあります。

それでは、１点目の「大型スーパー出店と訓子府インターチェンジ供用開始に伴う交通動態の変化による影響」についてのお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

大型スーパー出店、訓子府インターチェンジの供用開始は、本町の生活、商業環境に劇的な変化をもたらすことが予想されます。

既に空き店舗が点在するなど厳しい状況が続いている中心商店街では大型スーパー進出により商業環境が大きく変わることが予想されるところであります。

昭和５０年代後半には、大規模小売店舗法改正によって北見市郊外に大型店が出店し、農道網の整備、モータリゼーションの発展などにより消費流出が４５％を超えた中で、平成５年に商店街協同組合を５８名で設立し、商業者が一丸となって道道整備事業と商店街近代化事業を両輪に商店街再整備が実施されています。

また、北見市内では出店するスーパーと同程度の規模の店舗が既に競争の時代に入り、業界全体が経営強化、経営効率を高めている状況にもあります。

そういった中では、出店するスーパーは町内で一番大きな販売スペースを有することや積極的な広報宣伝などが予想され、同じ業態、業種は少なからず影響を受けることが予想されます。

しかし、このスーパーは商圈人口１万人と聞いていますので、商業者が再度一丸となって、与えられた環境を見つめ直し、進出店舗の集客力を自らの経営環境に利活用するなど今後の展開に期待しているところであり、商工会、商店街協同組合などの関係機関と連携し支えてまいりたいと考えております。

一方、町内製造食品や豊富な農産品などは、新たな販売ルートを開拓し道内店舗網への流通の可能性があること。また豊富な商品アイテム、生活必需品を徒歩で買い物ができるとなり居住環境が充実されることは十分予想されます。

次に、北海道横断自動車道は北見西インターチェンジから訓子府インターチェンジまで

の12kmの供用開始が本年秋頃に予定されているところであり、将来、広域幹線ネットワーク全線が開通すると帯広、釧路、紋別まで1時間30分で結ばれ、本町がほぼ中心となることから各分野において大きな可能性があることを期待しているところです。

また、供用開始によって北見中央インターチェンジまでは18km、30分の時間距離となり、通院、通勤などの利便性が向上してきますので、この反射的な利益を利活用するなど、国政の大きな流れに揺れ動くことなく地に足をつけた施策の展開が必要と感じているところでございます。

2点目に「くんねっふの良さを発信し、ふるさと応援団やふるさと納税を増やす取り組みと開基120年に向けた訓子府の良さの再発見と誇りに思える取り組み」についてのお尋ねがありました。

議員が言われる訓子府のPR不足との指摘については、とらえ方の違いはありますが、先進自治体と比較すると不足している部分もあるかと思われますので、今後も努力を続けていきますが、それ以上に私は基幹産業を強化、発展させ、福祉、教育を充実させることを基本理念に町民にやさしいまちづくり施策を優先に進めていることもご理解いただきたいと思います。同時にそれが訓子府町のPRにつながっていくものと思っております。

「ふるさと応援団」、「ふるさとおもいやり寄付金」制度は平成20年4月から「ふるさとおもいやり事業」として創設しています。

ふるさと応援団は、ふるさと会や本町とゆかりのある方を中心に町の応援団になっていただき、町とのつながりを深め、まちづくりの提言などをいただくために創設したもので「応援団だより」を2カ月に一度発行しています。

「ふるさと応援団」は現在106名で毎年開催している札幌くんねっふ会、昨年は東京くんねっふ倶楽部のふるさと会が再設立され、さまざまな情報をいただいたり、まちづくり提案の意見交換などを行っているところであり、今後においても応援団参加を募ってまいりたいと思っております。

「ふるさとおもいやり寄付金」については、町が「安心して暮らせるふるさとづくり事業」「元気な人を育てるふるさとづくり事業」「豊かな環境と資源を活かしたふるさとづくり事業」「その他、特色あるふるさとづくり事業」の4つの事業メニューを示し、町内外の方に寄付を通じてまちづくりに参加いただく事業であり、7年間で942万8千円の寄付をいただき、寄付をされた方の意向により、各種事業に有効に活用させていただいております。

国の制度でいう「ふるさと納税」は平成20年の税制改正により創設し、平成23年改正により制度拡充が図られ、一昨年秋ぐらいからは特典付きの寄付制度がメディア等で報道され、全国では総額が10億円を超える自治体がでるなどの効果が出ています。

また、平成27年からは、さらなる制度改正が予定されていることなどから、「ふるさとおもいやり寄付金」の当初の目的や継続して寄付いただいている方の「想い」を生かしながら制度改正の検討も必要と感じています。

次に、開基120年に向けての取り組みについてであります。来年、平成28年に節目の年を迎えることとなります。かねてより公募していました開基120年記念テーマを「みんなでつくった120年僕らがつなぐくんねっふ」と決定し、今後広く広報宣伝していくこととしています。

また、先月２５日には町民総勢２２名による準備委員会を組織し、今後記念事業の公募、メインとなる事業の絞り込みなどを行ってまいります。議員が言われる「訓子府の再発見と訓子府を誇りに思えるような取り組み」も参考とさせていただきたいと思います。

３点目は『空家対策特別措置法』による固定資産税などへの影響と空家を整備し町外通勤者に住んでもらえる施策の考え」についてのお尋ねがありました。

空家対策特別措置法は議員立法で昨年の臨時国会で成立し、２月２６日に施行されていますが、本法律の一部である除却等に関し定められている部分は５月２６日からの施行となっています。議員お尋ねの固定資産税への影響につきましては、法第１５条第２項で「国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする」と規定されており、平成２７年度税制改正の大綱では「法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずる」と記載されています。

法では特定空家等を「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」と定義されていますが、具体的な判断基準であるガイドラインは５月２６日に示されることなどから、本年度における固定資産税への影響はないと言えます。

次に、空家等の利活用についてであります。以前の一般質問でもお答えしたとおり本町の現状の空家で活用できる物件が多いこともありますので、国の施策の動向も確認したなかで検討していく必要があると思っています。

以上、お尋ねのありました３点につきましてお答えをいたしました。ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○８番（河端芳恵君） 先日の町長のほうから総括として、とても詳しい内容で１点、１点到達度など、実績など参考資料としていただきました。その中で「こんなことがあったのか」と改めて思うことがたくさんありました。今、具体的な事例もありますが、全体としてどのように達成できたか、個々じゃなくてパーセントというんですか、それをどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 第１期が終了するときには、私は８０％達成したという表現をいたしました。これが大変影響を持ちまして、いろんな方から８０％の是非を問われたことがありますので、あまり数字をいうのが正しいかどうかはちょっと自信を持てませんけども、やらなかったことでいいですと、私が一番もっとも気にしているのは、自治基本条例、まちづくり参加条例をやはり、まちづくり推進会議等でも諮りつつ思いながらもなかなかできなかった。その点でいくとリーダーシップの発揮が足りなかったんじゃないかとか指摘されても致し方ないというふうに思っているところでございます。ほぼ、おおむね達成ができたんじゃないのかなというふうに私自身は思っておりますので、ご理解賜りたい

と思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ほぼ達成された、その残りの課題というのは、どういうふうにとらえていますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） おそらく3期目の町政を担う方が、私流でいいますと、これらの課題を取捨選択をしながら、新しい町政を担う方が新しい政策とあわせて、従来成し得なかった、しかもやらなければならないことを検討しながら町政を4年間進めていただくことになろうと思いますので、この辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 次は、どなたがなるのか、まだ不確定なところなのでお話しはこの辺にして、今すでにスーパーも基礎工事というんですか、整地作業がはじまりまして、先ほど町長から言われたように、商店街に与えるデメリット、それからメリット、いろいろありましたが、今とても不安なのは交通の流れがどのように変わるのか、特に、東1丁目線ですか、それと南1条線ですか、あの道路、交差点などはすごく狭いですし、通学路に近いですし、子どもたちがよく通るところですし、今ここにきて交通安全についての不安も聞かれるようになりました。また、幼稚園の出入り口とも重なりますし、そういうことで交通安全に対する、車の流れに対応するような安全施策とか、業者のほうにこういうことを求めるとか、そういうような対策というのは考えていますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、交通安全の問題が関連して出ましたので、一昨日、実は地鎮祭が訓子府神社で10時から行われて、私も、それから議長も、それから商工会長も出席して地鎮祭が執り行われました。私はその中で三つほど会社重役等も全員来ていましたからお話を、乾杯の音頭を引き受けましたので、その中で私は冒頭におそらく訓子府の商店街にとって新しい時代が始まるということを1点目にお話をさせていただきました。すなわち戦後一貫して町の商工業のために町民のために頑張っておられた、農協ももちろんございますけれども商店の経営から、本社を札幌におくスーパーが出てくるという、しかも比較的大きな店舗が出てくるというのは、新しい時代の始まりだと。それはもちろん7月1日のオープンに向けて安心・安全の工事を執行していただきたいということが1点目にあります。それは再三私が申し上げているとおり認定こども園の工事と同じ時期に行われるということもございますから、今、議員ご指摘の2線についての交通安全上の問題については十分配慮していただきたいと。できれば末広線に道路を抜いていただきたいという話もさせてきていただいたところでございますけれども、状況的には、現時点でそれを実施するのは難しいというお話をいただいております。もちろん建築基準法でいっている設置基準に照らし合わせて、あの店舗が何ら問題がないということは確認申請等でも行われておりますから、私どもは、交通安全、排水等々も含めて十分に安全に注意して工事に着工して完成をしていただきたいということを、これは何度も申し上げておりますし、挨拶の中でそういった趣旨も含めて私は7月1日の店舗の開店を迎えていただきたい。

それから2点目は、いかにして、商工会長も出席しておりましたから、地元商店街と共存しながら地元の店舗としてお互いが発展していくようなご努力をしていただきたいとい

うことを改めて私のほうからも申し上げたところでございます。これは地元商店街にとっても、ある意味では、厳しい状況も一つはありますけれども、これを機にさらにまた発展していく可能性を商工関係者とシティの店舗関係者とがこれから協力し合いながら進めていくということが大事だということを私の立場から申し上げた次第でございます。

いずれにしても、現状では買い物難民や高齢を迎えた方々、車のない方々が北見まで買い物に行けないという状況の中で今、農協が核店舗として1店舗しかありませんので、私は考えようによってはプラスに転じていかざるを得ないし、いくべきだというふうに考えておりますので、ここは、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 交通安全対策につきましては、建設中とそれからオープンしてからと、また今町長がおっしゃったようにこども園の建設と重なり、とても今、想像以上に大変な状況になるんでないかなと思いますので、建設中と、それからまた、オープンしたとき、それに伴い何らかの規制とか標識だとか、そういうものも整備していかなくちゃいけないのではないのかな。また、子どもたちの歩く歩道を整備するとか、その辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 代表の桐生社長が私の乾杯の後を受けてご挨拶をいただきました。その中で社長が申しておりましたのは、まず工事にあたっては、万全を期して安全の中で工事を進めていきたいというご挨拶もございました。もちろん店舗オープンの7月1日以降、一時的に混乱する可能性もあるかもしれませんが、ここは工事関係者も地元の企業、地元というのは、北見の三共後藤建設が引き受けておりますので、これらも含めて私どもの関係機関とのご相談もしながら、今、議員が心配されていることを万全を期して、私どももまたできることは協力していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） スーパーは7月1日オープンということで、着々と進んでいるところですが、訓子府インターの供用開始は秋ということですが、本当は26年度中だったのが遅れて秋ということですが、具体的にめどはついているのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 本来は平成26年度に完成するという予定でございました。これは居武士小学校付近に凝灰岩の断層があつて地崩れする可能性があるということで、補強の工事も含めて工事を延ばさせていただくということで、26年度完成を断念せざるを得ないという開発建設部からの連絡が私のところに昨年の年度末近くにございました。完成は27年度中ということでありましたけれども、冬のこと等を考えますと私自身は秋にという言い方をしております。ですから、これは断言はできませんけれども、9月か10月頃になるのではないのかなということを私自身も要請しておりますし、開発建設部もそのような考え方で今後の予算がどうかたちになるかわかりませんが、いずれにしても第一義的には秋というのが私は9月か10月頃というふうに考えております。

もう1点、蛇足でございますけれども、道東道という名称を変えていただきたいということも私のほうから強く求めています。道東道は釧路等々だけではなくて、こちらのほ

うも全部含まれるというのは非常に曖昧であると。ですから十勝オホーツク道という名称にしていだけないかということで、これは北見市長も網走市長も含めてご理解をいただきながら、こういう提案も含めて工事はできるだけ秋の早い時期にやってくれということをお願いしていますので、後は予算付けと工事を秋にと開発建設部も努力するということでございますので、見守るしかないというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 訓子府インターは秋に供用開始ということですが、それから先、来年度に陸別、小利別ですか、そうするとまた車の流れ、人の流れが変わってくると思います。町外からこの新設の店舗に、スーパーに来られる車もあるでしょうが、逆に訓子府インターから北見に出られる方も多くなるでしょうし、今まで道道を通っていた陸別、小利別、あちらの車両が逆に町内を通らなくなる。そういうようないろんな影響もあると思いますが、そこで以前にもいろいろなお話がありましたが、訓子府に足を止めてもらう、高速が延びても訓子府に寄ってもらえるような、そういう魅力づくりというんですか、そういうこともいろんなアピールの仕方とか、これから陸別のほうまで、あと何年かで開通しますので、そういう先を見越した対策というんですか、そういうことの何か考えありますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 小利別までの完成は平成28年度ということですから、29年の春までには完成する。足を止めていただく等々の施策については、次期町長に委ねたいと思いますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） スーパーの出店もインターの供用開始も今だけでなく、これから長い目でいろんなことで訓子府の町に大きな影響を与えたいと思いますので、商店街、町のほうで何ができるのか、その対策もいろいろ考えていかなきゃいけないと思いますので、これは次期町長にお願いするということになると思います。

それで、次の質問の中で、訓子府のPRが足りないということでお話しましたが、以前にもふるさと納税のことについても町長にお話伺いましたが、あのときと比べてふるさと納税のやり方というのがホームページから申込書をダウンロードできるとか、いろいろわかりやすくなっております。その中でやはりいろいろあるのは訓子府をよく知ってもらって訓子府の応援団になってもらうということで、いろいろ発信していかなきゃならない。それは先ほど町長おっしゃったように、札幌くんねっぷ会、東京くんねっぷ倶楽部に来ている方々はもちろんですが、いろいろな面で訓子府を発信して訓子府の応援団になってもらうような施策というのが必要かと思いますが、何かお考えありますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私自身はふるさと応援団を通じて寄付金もお願いをして、先ほど答弁させていただいたとおりなわけでございます。今、ふるさと納税については、改めて検討していかなければならないだろうと。実際には、今まで九百数十万円のご寄付を私が町長になってからいただいて、それぞれの予算の中で配分したり、使わせていただいているところでございますけど、今あれなのは、ふるさと納税とあわせて例えば訓子府の特産

品をその半分、例えば1万円寄付されたら5千円をそういった特産品を寄付された方に、納税された方に持っていくというやり方が、どうやら増えてきております。これはメリットもありますけど、デメリットもやっぱりありまして、特に都会は反対のようですね、この納税の方法は。すなわち税が田舎に持っていかれるということ。それから、その特産品が欲しいがゆえに寄付をするという、本来の税の趣旨からいったらいかがなものかという考え方があるというのも事実ですので、そういう点では、私は慎重を極めるということで、ずっとこの間みてまいりました。少なからず今、内部的な検討をさせてもらっているのは、うちの町は農業に関する特産品は夏とか季節に限定されますので、それを乗り越えるようなかたちのものをやはり合わせてやっていく必要があるだろうということで、今、再度、中身的には検討している。できれば姉妹町の津野町の特産品もあわせて選択できるような方法も含めて検討する必要があるのではないのかということで、今、企画財政課を中心にして検討していただいているところであります。これについては、きちんと引き継いだ上で、積極的な展開をしていく時期に来ているのかなというふうに感じているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 最近テレビで過熱報道なくらい、損か得かみたいなかたちでふるさと納税が取り上げられていますが、そういうことではなくて、せっかく訓子府に志を寄せてくれる方に訓子府の何か、例えばお菓子屋さんも何件かありますから、お菓子の店のセットとか、あと農産物、うどんだとか、みそだとか、はちみつとか訓子府の特産品がありますからね、その中から何ばかいろんなものを用意して寄付された方に訓子府を知ってもらおうという。また、その商品に対してリピート買いだとか、そういうこともあるんじゃないかなと思いますので、そういうかたちで訓子府をアピールできたらいいかな。これは金額うんぬんじゃなくて、訓子府でこういうものつくっています、訓子府でこういうようなものがあります、また応援してくださいというメッセージというあたりで考えていただけたらなと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 従来もそういうようなことについては、パンフレットを作成したり、応援団だよりで書いたりしながら、かなり丁寧にやっておりますけども、さらに受け入れ母体、発送や受け入れ母体がどこでまとめていくのかということも内部的な事務的な積み上げ、それから流通に乗せていくということについてのさらに細かな詰めも必要でありますので、この点も3期目の町政を担う方に委ねていきたいと感じているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） やはり自分たちの訓子府を知ってもらって、1人でも多くの方に応援団になってもらいたいという、その中には訓子府のもの、商品なり農産物を買っていただきたい。そういうことも含めまして、そういうPRの方法もあるのかなと思いますので、また考えていただければと思います。

開基120年事業が来年になりますが、それは町制施行65年とあわせて行われるということですが、2月25日に最初の準備委員会が立ち上がったということで、これは広報にも、委員会のメンバーが出ておりましたが、この中で女性とか、高齢者、訓子府の町を

よくご存じの人とか、どのような内容でこのメンバーを選ばれましたか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず第一義的に公の機関、団体の代表者になっていただいて準備委員会を発足させるということで、先般会議をさせていただきました。内部的にもまだ検討している最中でございますけれども、委員からもご意見が出まして、特に女性、今、議員がおっしゃったように、女性や高齢者の方も参加していただけるような準備会にしたい。私どももそのとおりですということで、統一地方選挙が終わった後に改めてまた会議を開催させていただくということでございます。

準備委員会の委員長は橋本議長が就任しておりますので、引き続き詰めながら、そのような対応をとっていきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 昨日、たまたま置戸町に行くことがありましたので、置戸の駅のところで、置戸は開町100年ですか、それでいろいろ見ましたら、かなりな準備期間、いろんな部会があって、相当な準備期間と部会を分けてされているようです。それで、具体的なことももう発表になって、ポスター何かもいろいろなものが貼られておりました。この開基120年というのは、今私たち改めて訓子府を見直すいい機会だと思いますし、訓子府から発信するいい機会だと思いますので、これを実りのあるものにしていただきたいということでお願いいたします。これは次の町長ということで、この場でお願いだけということで。

空き家対策のことなんですが、今、冬場でかなり空き家も目立っているようです。それで空家対策特別措置法が施行されれば、税制も今まで空き家として6分の1に認められていたのが、普通に更地と同じような状態に戻る、税制が変わるというような、それは来年度からかもしれませんが、そういうことで今まで空き家として放置されていたことが、税金が高くなるんで、何か考えたりする方もいるのかなと思いますが、その辺どういう動向になりそうでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 今、空き家の関係での固定資産税の関係のお話ありましたが、住宅用地というのは、税の負担を特に軽減する必要があるんだということで、その面積とか広さによりましてですね、小規模住宅用地と言われる部分が今、議員言われたように価格の6分の1、それから、一般住宅用地としては、価格の3分の1に分けて特例措置というものを設けております。住宅用地というのは、住宅の床面積の10倍までを限度とした制度でございまして、今言いました小規模住宅用地につきましては、200㎡を限度としまして6分の1、住宅の建っている宅地について6分の1、一般住宅用地というのは、今言った200㎡以外の住宅用地を一般住宅用地といいまして、そこが3分の1ということでございます。ついでですから、宅地の面積が1千㎡だとしますと、そして住宅の床面積が90㎡だとして考えますと、小規模の部分ですから、200㎡までが6分の1、それから90㎡の10倍まで、900㎡から200㎡を引いた700㎡が3分の1、残りの100㎡が軽減なしというような税の仕組みになっております。これらの今質問のありました特例措置を空き家対策の関係で措置を撤廃するというので、どのような動きというか、考えなのかということですが、今までは、空き家であってもそのまま家を建

ておけば、宅地の部分が固定資産税が安いということで踏み切らない、取り壊しに踏み切らない。だけど今度は空き家として建っていても軽減がなくなってしまうということで、そこに早く壊してくれやっという意見を受けながらいきますと、黙っておいたら怒られる。黙っておいても壊してもお金が同じだということなれば、壊すほうに進むんでないかという国の考えだと思うんですけども、景観上よろしくないようなもの、危険なものというのは、我々もないに越したことはありませんので、そういうことを期待する制度かなと考えております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） この制度ができることによって、いろんな動きもあるかと思いますが、空き家と言ってもいろいろな空き家がありまして、まだ十分住める、ちょっと手直しすれば住める、そういうような空き家もかなりあると思いますので、そういうものをこれから税制変わるし、チャンスというか機会というか、町で難しいんでしたら、例えば業者にそれをリフォーム、今、北見の業者かなり入っているんですけど、そういうような動きは、町としてあっせんは難しいと思うんですけどね、そういうような動き、住宅の改修して住んでもらうような施策は難しいでしょうか。それはどのように対応できるでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今、論点となる部分は二つあると思うんですけども、まず、町民課長が前段申しましたように、これは国で考えること、それから、河端議員がおっしゃったことで空き家を、古い空き家とか、危ない空き家をなくするということの効果的には見込めるかもしれないけれども、少なくともこれは、今、一番最初の答弁でもお答えしましたように5月の末にガイドラインが示されるということをお話したとおり、これは非常に難しい問題で、権利が発生しますので、それと税制を上げるという、税を上げるということになると権利の部分のある面ではく奪といいますかね、処分といいますか、町で行政というところの法的には処分と言いますか、そういうことをするには慎重にならざるを得ないという部分があって、ガイドラインができて実際にその空き家がね、危ないから壊すんだとか、そういうような部分の指定するとか、認定するといいますかね、そういうことは非常に難しい部分があるから、なかなか遅々として進まないだろうとは思ってますけども、今そのガイドラインといっても、それは強制的な法的な制約を受けるラインなのかどうか分かりませんが、なかなかその認定には難しいだろうと。今までも、ご存じのように、人の町村のこととはいえませんが、北見に行く途中に昔あったと思うんですけども、それもなかなか進まなかったというのは、その部分に権利の発生が出てくる。要するに建物壊したら土地を取られるとかということ出てきますので、わざと壊さないというのもある。危なくても壊せないというのは、そういうことの部分をクリアしなきゃならないものですから、一概に我々が見た段階で危険な家屋だとか、そういうものを壊せとかということは、この法律ができたからすぐできる状態にはならないんでないかというふうに思ってます。ただ、方向的には、景観のことも含めて、そういう考え方の一つであるけど非常に難しいということが一つです。

それと今日の新聞でしたか、出ていましたけども、子育ても兼ねてですね、住宅のリフォームといいますか、空き家バンクとかというのは、空知のほうにもあるんですけども、

これが業者と行政と地域も含めて、建設業界ですね、協力し合ってやってるという部分がありますけども、それにはいざ本当にこの住みたいという人の住ませるということよりも、住みたいという人の状況把握といいますか、ニーズというんですかね、確認をしなければならぬという部分があつて、それは後々、今見てもちょっと直せば住めるかなってような住宅も一部ありますし、なかなか現実的には公営住宅も単身者住宅もいっぱいいっぱいというところがありまして、なかなか住むところがないというのが現実的にはあるんですけども、その要望の数というのがね、それほど大きいのかどうかという調査もしなきゃならないでしょうし、空き家の調査はうちのほうでしましたので、それは半分ぐらいでしたかね、40%ぐらいはまだ使えるんでないかなという状況もありますけども、これは後々の検討課題としてしなければならない。リニューアルして金かけて、どこまで住んでもらえるか、それが何十戸にもなるのかね、数戸のことになるのかということもありますし、検討課題ではおっしゃるようなあると思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） このことを感じたのは、町内にかなり大きな事業所がありますが、そこの従業員の方が町外から通っていらっしゃる方も相当いらっしゃいます。それで事業所と協力するなり、なるべく町内に住んでもらうような対策というんですか、それを家の問題もありますけど、事業所との連携もとりながら、できるだけ訓子府に住んでくださいみたいな声かけというんですか、働きかけも必要なのかな、それは事業所のほうに、そういうことでお願いなり、いろいろなこともあってもいいのかなと思いますが、その辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） もうこれはもうどのようにお考えかというよりも過去3年間にわたって、町内の事業所の社長等々が集まって1年に1回ですけども情報交換を行っております。できるだけ訓子府に住んでいただきたい。それから町内の事業所として課題があるものは何なのかということも含めて、これは要請してきておりますので、ただ、うちは住宅が足りない。これは町営住宅等も含めて、住み替えはありますけども、公の住宅そのものの空き住宅が少ないということが一つの課題でもあります。これにはいろんな所得条件とか、空いていても住めないということも含めて極めて少ない状況だということで、一つは、将来的に前回どなたかの一般質問でも答弁させていただきましたけれども、一つはバンク。調査はほぼ終わっておりますので、私の記憶では190件ほどの空き家が町内にある。そのうちの約半分弱がまだ使えますので、一つは借り手と貸し手の問題を登録をきちんとしていただくということと、リニューアルの経費、あるいは取り壊しの経費をある程度の補助を考えていかなきゃならないんでないのかということで、これも事務的には今検討を進めていただいているところでございます。最近でいうと大空町が今私が言ったことを一歩踏み出して施策を出してきているようでございますけども、現実的に新しい町政のもとで、これらのことを具体化する時期にきていると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 訓子府インターが開通になると北見までの通勤時間もかなり短縮されますし、そういうことでそれをチャンスととらえて、できるだけ訓子府に住んでもら

うような対策が必要かと思しますので、次の町長にこれはお願いすることといたします。

次の質問に移ります。

子育て支援の町宣言の考えについて、町長に伺います。

平成28年の開園を目指して、認定こども園の建設が進められようとしています。

子育て支援センター、児童センターなども既に整備されており、「子育て支援の町訓子府」と胸を張って言えると思います。

転勤などで訓子府を離れた方から「訓子府は良かった」という声をよく聞きます。

「子育て支援の町」を宣言して若い人が「訓子府で子どもを産んで育てたい」と思えるようなまちづくりを進めていく考えはありませんか。

そのためにも、地域で子どもを育てるという気風をさらに醸成することも必要かと思えます。

これは、子どもだけではなく、高齢者、障がいをもつ人、誰もが安心して暮らせる優しい町になることにもつながることと思いますが、どのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、早口になることをお許してください。

ただいま「子育て支援の町宣言の考えは」についてのお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

子育て支援につきましては、一つの事業をもって完結するものでなく、ハード、ソフトともに一体となって事業展開を図り、相乗効果を上げる必要があります。そのようなことから私は重要な施策の一つとして位置づけ積極的に進めてまいりました。

具体的に申し上げます、施設環境整備では親子で自由に遊べる場所の提供、遊びの指導や友達づくりなどの「子育て支援機能」、発達の遅れや疑いのある子どもの相談、早期発見に対応する「発達相談連携機能」、「一時預かり」「相談・情報提供」「子育て学習」などの機能を備えた子育て支援センター「ひだまり」を平成22年7月に開園させ、一昨年には留守家庭児童の6年生までの受け入れに加え、放課後児童誰もが通うことができる機能を拡充した児童センター「ゆめゆめ館」を開館させています。

その間、北海道の助成事業に町の単独助成を加えた不妊治療費助成、妊婦健康診査費助成、未熟児療養医療費助成などの周産期の支援、小学生までの通院まで拡充した乳幼児等医療費助成や平成25年度から定期予防接種となった子宮頸がんワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンを無償とした医療等支援や、保育園・幼稚園の支援が必要な児童のための補助員配置、女性就労を支援する各施設の保育時間延長などの子育て支援や小中学校の臨時講師、支援員の配置をはじめ特別支援学校通学費、帰省費助成、バス通学定期等運賃助成、奨学金制度の拡充などの就学期支援などを切れ目なく総合的に実施しているところであります。

一方、国では昨年12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを基本目標の一つとして定め、その施策として「若い世代の経済的安定」「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」「子ども・子育て支援の充実」「仕事と生活の調和の実現」が示されましたが、就任以来8年間で各種制度の拡充・改正要請、建設等財源確保の要請などに積極的に取り組み、子育て支援対策

を着実に進めてきたと感じているところであります。

そういった中ではありますが、議会のお力添えを受け先日の第1回臨時町議会でお認めいただいた訓子府こども園建設事業は、開基120年の平成28年4月の開園をめざしているところであります。

こども園は保育園と幼稚園の機能を一元化した施設であり就学前児童に一貫した保育、教育を行い、子育て支援センターや小学校などの関係機関と連携した子どもの見守りや自^{じま}賄い給食設備による特色のある食育を予定するなど、子育て支援施策の中核をなす施設であり、家庭、地域、学校、行政の連携を図り、地域全体で子どもたちを育てる環境が整備されるものと思っています。

そういった意味からは「子育て支援の町宣言」に関わらず、子どもの笑顔に励まされながら、訓子府に住むと安心して子育てができる環境を町民みんなの力でつくることが、議員が言われるように「子どもの歓声が響き」、「子どもの笑顔が輝き」、誰もが安心して住み続けることができる町民にやさしい町となることを確信しております。

以上、お尋ねのありましたことにつきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 残り5分でございます。

河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今、町長からお答えいただきました。今、訓子府は本当に子どもを育てる環境に恵まれています。それは地元に住んでいる私たちより、私たちは意外と気づかないことなのかもしれませんけど、これはすごい力だと思います。今、子どもを育てる若い世代の方が訓子府で子どもを育てたい、そういうふうに思ってくだされれば、北見から通勤されている方だとか、いろいろな人たちも訓子府に来てくれるのではないかと。また、本当にインターが開通することによって、そういう意味で、通勤時間も短くなるし、いろいろ若い人たちが訓子府に住んで子どもを育てたいと思ってくれるような町でもう既にありますが、さらにこれを推し進めてPRしていけたらいいかなと思いますが、その中で今、既に見守りの中で子ども見守り隊、地域パトロールなどいろいろありますが、より一層子どもたちを地域で見守る、支えるというような方法を何か特にお考えありますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁でも申し上げましたとおり、子育て支援センターから始まって、ゆめゆめ館、そして今回建設をご理解いただいております認定こども園が出来上がることによって少なからず、義務教育、0歳から15歳までの安心して子育てができる環境に私は一定の、万全な状況とまでは自信を持っていえるかどうかわかりませんが、いいところまではきたなという感じを持っております。ですから私は2月14日の立起にあたっての表明にあたりまして、平成28年は開基120年の年であります。だからこそ未来を子どもたちに託したいとの思いから、これからの進める町政が、もし私が町長になった時には、子どもの笑顔が輝くまちを全面に掲げながら町政を進めていきたいという思いを語らせていただきました。総合的なことしか言えませんが、いずれにしてもそんな思いで新しい時代を120年以降の時代を、子ども中心の施策に一層強めていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） これで私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、河端芳恵君の質問が終わりました。
ここで午前10時45分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、ただいまから一般質問を行いたいと思います。一般質問につきましては、今回二つの点がありますが、質問通告書に従いまして質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、はじめにTPP交渉についてであります。

TPP交渉は、ここにきて重大な局面を迎えております。

日本とアメリカの2国間協議の中で、日本政府はアメリカ産米の特別輸入枠の設定、現在38.5%の牛肉関税を9%に引き下げる、あるいは豚肉の1kg482円の関税を段階的に50円に引き下げるなど、大幅に譲歩する提案をアメリカに行っていると報道されているところであります。さらにアメリカは乳製品輸入のため、アメリカ向け特別枠を要求し、日本もこれに応える方向で検討しているということになっております。

このTPP交渉の現状は2013年に決議された「重要品目が守られなければ、交渉からの脱退も辞さない」とした国会決議にも反するものであります。

このような状況のもとで、次の事項について、町長の考えを伺います。

1、このような重大局面を迎えているTPP交渉の現状をどのように見ているのか見解を伺いたい。

2、本町として、この局面にどのように向かい合うのか、その考えを伺いたい。

3、町村会としても関係する諸団体をはじめとする広範な方々とのTPP合意阻止に向けた取り組みに力を尽くすことが今、求められると考えるが、どのような見解を持っているか伺いたい。

以上の3点であります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「TPP交渉」について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「重大局面を迎えているTPP交渉の現状をどのように見ているのか」のお尋ねでございます。

2月26日に北見農業会館で開催されました「TPP交渉に係る拡大研究会」に私自身も出席させていただきました。

そこでの北海道大学の東山先生からの情勢報告によりますと、今後の見通しとして、とにかく交渉をまとめる方向性であることは間違いのないようで、今月から5月までの3カ月

が重要な時期であり、この期間内で大筋合意をする可能性が強いとの話を伺っているところでございます。

さらに、既に発効した日豪EPAの内容からも国会決議である「重要品目を交渉から除外するか、再協議とする」ことが完全に守られているとは言いがたく交渉内容が非公開であるTPPも同様の結果となるのではと危惧されるところでございます。

次に、2点目の「本町としてこの局面にどのように向かい合うのか」とのお尋ねでございますが、本町として、きたみらい農業協同組合をはじめ地元関係機関と連携しながら、重要品目が守られなければ撤退も辞さないとの国会決議を守ることを掲げ、引き続き運動を展開してまいりたいと考えております。

さらに、昨年12月にはオホーツク管内の農林水産業や商工、消費者、行政の9団体の長が集い「TPP問題を考えるオホーツク管内関係団体連絡会議」が設立され、交渉の動きに一丸となって対応する基盤が出来上がっており、もはや町村レベルではなくオールオホーツク、オール北海道として連帯し取り組むことが重要であると考えております。

次に、3点目の「町村会としても関係する諸団体とのTPP合意阻止に向けた取り組みに尽力すべきと考えるがどのような見解を持っているか」のお尋ねですが、2月のオホーツク町村会通常総会において、TPP交渉から地域・暮らし・いのちを守る運動を前述した「TPP交渉に係る拡大研究会」をはじめ、関係機関や地域住民との連携を一層密にし、共に展開していくことを改めて宣言するための緊急決議を行っており、オホーツク総合振興局長へ決議文を提出している経過にございます。

このTPP問題に関しては、交渉妥結後もさまざまな影響が出てくることが予測され、我々の取り組みを消費者など一般の方々に理解していただけるよう継続的な働きかけが重要であり、そのために町村会としての役割を果たすべきと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、何点かこの関係について再質問というか、町長の考えを伺っていきたくと思いますが、まず、はじめに、現在のこの状況をどのように見ているのかという見解に対してのお答えをいただいたわけですが、東山先生の報告も含めて、これは本当に間違いない状況でありまして、少なくとも6月ぐらいまでには、大筋の合意という方向で、とにかく日本側が、アメリカはいろんな問題を含めて課題も抱えながら非常に難航しているという報道もありますけれども、この問題についていけば、日本の安倍政権が本当に前のめりになっているということはもう間違いのない事実でありまして、そういうことが前提にありながら、このような大幅な譲歩というのが行われているというのは明白だということではないかと思います。それと同時に、先ほども前段で述べましたが、この問題に関してはやっぱり国会決議というものが衆参で委員会の中で行われております。それさえもほごにされるようなことが、ここまで、ことここにいたって行われているということに対して、先ほどどう見ているかということの答弁だけではやはり、もっと立ち入った、町長としては、やはり立ち入った見解というのがあってもいいのかなというふうに思っているところであります。やはりそれはこれだけの重大なことが起きようとしている中で、現状はこうだということはわかりますけれども、そういうことになる

だろうという見通しはそのとおりでありますけれども、やはりもっと抗議の意思を示すということも含めて、さらなる思いというか決意というものを少なくとも町民、あるいは農家の方々に示すということがやっぱり今求められているんでないかなというふうに思いますんで、そういったことも含めて、この現状をもう少しリアルに見ていただきたいなというふうに、多分見てはいるとは思いますが、さらにこう見ていただきたいというふうに思っているところです。特に、乳製品の問題等々含めて、なかなか一般的な報道に出ない部分もありますので、そういったこともあわせてもう一度、見解で町長独自のさらに突っ込んだ見解があれば、お聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私自身はＴＰＰ問題に関しては一貫して、ＴＰＰが導入されて自由貿易がさらに促進されると、農業を基幹産業とするこの町の将来は非常に厳しいということは、もう広報はもちろんですけれども、議会においても再三申し上げてきているところでありますし、その点は、この時期になっても変わりはないということも含めて、ご理解をいただきたいと思います。

ただ、先ほど答弁で申し上げましたように、一つは、一町村で一アピールをするということもさることながら、むしろ、管内的に一丸になって対応していくということも含めて、北見の桜田期成会会長を中心として、９団体で連絡会を昨年１２月２０日に設立いたしました。その点でいきますと一つは、共同歩調の中で今とりあえずは進めなければならないだろうということで私は考えております。

それから、もちろん、先般の町村会においてもそうですけれども、私や美幌の土屋町長含めて、町村会長である井上町長に、この時期に町村会としての働きかけがやっぱり必要なんではないのかという進言も行ったり、それから、会うたびに私どもの地元選出、自由民主党議員であります武部新衆議院議員、それから高橋文明道議会議員にも、私から例えば武部新衆議院議員については、少なからず、これがもし通るということになったら代議士としての姿勢も問われるよということも含めてかなり厳しく私は主張しておりますので、町村長として全体の中でやり得ることは主張もし、そして、ご理解もいただきながら、進言をさせていただいているという状況でございます。さらに一歩ということについては、現時点では、もうしばらく推移を見ながら慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○７番（工藤弘喜君） 今、町長の答弁がありましたけれども、先ほど町村会の中でもこの管内的な町村長の集まりの中で、このＴＰＰに関して、菊池町長の果たされている役割というか、その中で、さまざまなかたちで、このＴＰＰについて議論されているという、きっかけもつくっているということはお聞きしておりますので、非常にそれは評価をすべきだし、町村会としても今回の決議というかたちも大きなそこに役割を果たしているのかなというふうには思っております。それについては、何も異論はありませんけれども、もう一方で、次の質問ともちょっとかわるんですが、確かに一つの町だけでこの問題を論じて、いろんなかたちで見えるかたちで、見える、見えないは別にしましても、さまざまな動きをつくるということは、全体で動くことのほうが、さらに効果は高いんでないかということも言われるようにわかります。ただ、もう一つ考えていただきたいのは、本町と

して、この問題をどう農家の方々や、あるいは関係者も含めて、どう思っているのかも、あるいは本町としてはどうなっていくのかというところに今の農業の現状とあわせて考えるという、そういう姿勢も今本当に大事になってないのかなというふうにちょっと思ったところです。例えば、今特に私たち自分も農家やっていますので、まさにその当事者であるんですけども、一昨年ぐらいから特にいもの価格の下落という問題もあるんですけども、異常気象という問題もあります。当然ありますけれども、畑作農家の経営状況が非常にひっばくしてるということになっています。これは、そういう中でいわゆる苦しんだり、先を見通せない農家がいるということをもっとどうとらえているのかなというところがやっぱりこう大事なかなと思っております。例えば昨年、平成26年度の状況何かも見ますと、これ農協役員の方々ともちょっと懇談する中で出てくることなんですけど、25年も非常に厳しい状況が畑作農家にありまして、本町も利子補給の要請がありまして1,700万円を超える利子補給をしたと思うんですが、これは単年度の組勘収支が償わない分についての対策なんですけど、昨年度も26年もやはり畑作農家の状況というのは非常に厳しいと。例えば、農家が304戸いるんですが、昨年度の時点にいるんですが、その中で200万円を超えるマイナスになって年を越さなきゃならないのが3分の1強になっていると。これはやはり対前々年の大変な農家がそれをさらに引き継いでいくようなかたちがやっぱり一向に変わっていかないと。そういう状況があるというところに、深刻さがあるんだというお話をされております。これは一概に気象条件のみならず、やはり外的な、いわゆる価格の問題等々含めてあるということをもっととらえなきゃいけないだろうというふうに思っています。それともう一つ、酪農家、酪農、畜産の問題でいけば、酪農家の減少、こういったものも着実に実態として出てきていると。そういう状況の中で、これはTPPとどうなんだということは言われるかもしれませんが、やはり背景にはさまざまな要因としてそれが働いているんでないかなというふうに私は思っています。だからそういう部分、本町としてのそういう大変な状況に置かれている中で、このような問題が投げかけられているときのいわゆる町の執行者としてのものの見方というのは、やっぱり一歩突っ込んでその人たちの経営の中身だとか、先に向けての状況がどうなっていくのか、そういう悩みも含めた聞き取りも含めて状況も含めてそこに心を寄せるような対応もこのTPP交渉に対する接し方というか、向かい合い方っていうのが求められてくるんでないかなというふうに思っているところです。それともう一つ、ちょっと長くなりまして、蛇足になるかもしれませんが、これも今進められているTPP交渉におけるアメリカとの二国間協議がずっとこうなされてきて今こういう状況に、譲歩してるわけですけども、もう一つ大事な点があるんですよ。これは先ほど言ったように馬鈴しょの問題ともちょっと加味してくるんですけども、アメリカ産のいわゆるアメリカの馬鈴しょの、いもの生輸入というのは、今までも平成18年に限定的に加工用のために、これもアメリカの圧力で輸入することに本当に限定的なかたちで、いろんな条件をクリアしないとできないというかたちで非常にごく少ない部分の、限定を伴った中で輸入はされてました実際のところ。これが今回、今年の1月30日に農林水産省の消費安全局というところから通達がありまして、いわゆる生いもの輸入というのは、植物防疫法等々含めて非常に検疫の問題含めて法の網があるわけですよ。これはなぜかと言ったら、外国産のいものが来ることによって、国内に新たな土壌病害やら虫の害、このいもの場合はシストセンチュウの問題なんですけど、

それよりもさまざまなかたちで、種の保存の意味も含めてあるんですが、おそらくこれまでのTPP交渉が始まって以来、いろんなかたちでアメリカと2国間協議をする中で、当然TPP交渉というのは、関税の問題と非関税障壁の撤廃ということが、この二つが重要なテーマでありますから、非関税障壁の部分では、ほぼもう合意をしてるという内容も報告されております。これは日本側もそれでいいよということ。その背景があって今回こういう提案になったと思うんですが、アメリカ産の馬鈴しょが、さらに輸入拡大してくると生いものまま。これが出てきました。これは法律が、そういう条例があって、それで伴ってやってきたんですが、その輸入条例をいわゆる植物の検疫実施細則のようなものが、我々の知らないうちに変えられて、いいよと、もっと入れていいんだよという状況になってきています。こういう状況が行われていて、これに対してJAきたみらいの馬鈴薯振興会組織も含め、あるいは種子馬鈴薯組合も含めて抗議っていうか、この件に関しては農林水産省の方でも非常に大変なことなんでパブリックコメントを出してほしいということで申し入れがあって、確かJAきたみらいあたりも各生産組織としてはパブリックコメントというかたちで呼びかけて生産者の方に農水省のほうに出そうということでの取り組みはしているんですが、既にもうこれが決定しまして、生いものがどんどん入ってくると。いつどうなってもおかしくない状況がやっぱり生まれているということですね。その一方でいもの価格が出ないということも先に向けては出てくるんですよ。だからそういう状況をもっともっと敏感につかみながら、今回のTPP交渉の部分では、そういったことも含めて生産者は心配してるというところで、新たな対応策といいますか、運動も含めて、あるいは勉強会も含めたそういったものが必要になってこないかなというふうに、私自身はこう思っているわけですが、そういう関係で、本町だけではということじゃなくて、本町だからこそ、そういう生産者の声も解消できるような、解消をこうすればできるんだということも含めて対応をとる必要はないか、ちょっと考えを聞きたいんですが。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） TPPをめぐる情勢については、もう私以上に議員のほうのご理解されていることだと思いますし、とりもなおさず日米協議においては、1月25日の日経新聞の報道によっては、米すらも手をつけるという、除外規定から外していくということがありますから、今までいろんなEPAとかFTAなんかで出てますけど、米はあくまでも例外ということでしたけど、米も聖域に踏み込んでいくとか、あるいはミニマムアクセスとしてあれした牛肉等々の乳製品についても、それは聖域はないということですから、明らかにもうこれは安倍首相はやる気だと。TPPはやる気だろうというふうに私は思っています。そしてただアメリカの状況からいうと、日米協議の決着はもちろんですけども、自動車も含めたアメリカ議会での難航分野をどういうふうにしていくのかと。もっと言うとTPAの法律の成立といいましょうか、食料関係に対する法案等については、議会の同意なくしてアメリカ議会というのは、大統領といえども許さないということがありますから、ここの同意を得られるかどうかという情勢からいくと、秋口の大統領選挙の中間選挙あたりをめどにして、状況はもうかなり動いてくるんじゃないかということでもありますから、我々もある意味では、さらに次の手、次の手と打っていかなければならない状況にきているんじゃないかなということは、もうご理解されているとおりでと思います。ただ、今、一斉地方選挙でありますから、これは選挙が終わるまでは、いくら安倍首相が強権だ

と言っても、これは出てこないだろうと私自身も大筋の中では、この4月まではそういう乱暴な提案はまだできないだろうと言いながらも、少なくとも5、6、7、8月ぐらいあたりが非常に厳しい状況になってくるであろうということで、さっき言った連絡会議も含めた動きをしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。私自身が例えば町長として、この問題について、この間に抗議行動やあるいは研修会を行うべきでないかと。一時やりました鈴木先生をお招きしたり、あるいは東山先生を呼んだり、それから内橋克人さんを呼んだりといったようなことも集会も含めてできないかどうかということだと思いますけども日程的には無理です。これは私自身の日程もさることながら、議会の情勢、あるいはいろんな関係団体の中で訓子府で単独で今こういった抗議行動をとるということは、私は率直に申し上げて非常に難しい状況であるということをもまずはご理解いただかなければならないというふうに思っておりますので、今の状況の中で可能な限りそういった関係機関と連携しながら、私自身の主張をTPPは断固許さないという状況を訴えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひそういう今の統一地方選という問題もありますから、非常に機動的にそれを行動にということについての物理的な難しさというのはわかりますけれども、やはり、とはいえ農業者、あるいはそういう関係者も含めて、さまざまなところで自分の経営も含め、さらには今言った馬鈴しょのこういう状況が出てくるとにやっぱり行政も寄り添うような、情報も入れながら、自分たちも情報をつかみながら、やっぱり対話をしていくと、そういうことが今大きな運動をつくるということだけではなくて、大きなそういう大会を持つとか、集会を持つということだけではなくて必要なんだというところをぜひくみ取っていただきたいというふうに思っております。特に、このいも問題、自分もいもをつくっているということもありますけれども、本当にもうこれがくるということになって、今でもシストセンチュウの問題で行政もそれに対していろんな対応をしながら、農林商工課のほうでも苦勞されていると思います。これは農家同士でもいろんな反目も出てきますし、農地の移動の問題についても大きな問題出てくるものです。これにとどまらない問題が単なるシストセンチュウが輸入されるという問題だけでなく、ジャガイモシロシストセンチュウという、さらに強力なセンチュウがくるということなんです。その発生源がアメリカのアイダホあたりに、その巣があるわけですから、仮にそのシロシストセンチュウが日本に来るということになると、もう本当に日本では種いもはできないと思います。日本で馬鈴しょそのものがやはり、それは退治できるような、そういう生易しいセンチュウではありませんから。やっぱりそういうことも含めて相当な危機感をもって当たるべきなはずなのに、やはり全体としてはこういう情報さえも出てこないというところに今回のTPP交渉もありますけれども、TPPが交渉を妥結したとかどうかという以前に、もう既に2国間でさまざまな非関税障壁も含めて妥協の産物として出てきたものだとは思っていますんで、そういう意味も含めて、もっともっと抗議も含めて行っていただきたい。そして、生産者にも寄り添うような、そういう対応をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今回の議会でTPPに関連して請願が2団体から出ておりますし、

これを議決して、それぞれの省庁、関係機関、内閣総理大臣も含めた、抗議の意思を表すということも踏まえながら私自身も町長としてやるべきことをやっていかなきゃならないというふうに思っています。

さらにまた、26年のじゃがいもの状況、ビート、乳製品等々含めての状況というのは、もう痛いほど私自身も掌握しているところでございますし、それから、担当する農林商工課もそういったことを把握しながら日常のさまざまな施策の中で業務をあたっているというのをこれはご理解いただきたいと思います。

もう一つ付け加えるならば、今回のこの状況の中でJA全中の改革の問題もまた出ておりますし、農業委員会の管理制度の問題も含めてですね、もっと農家怒っていいんじゃないですかね。私はもちろん怒ってますよ。いろんな場所で農民連盟や農協の総会やいろんなところで発言してますよ。農家も怒っていい。私に要請することもさることながら、農協も農民連盟もいろんな組織の方々が怒って、今の農業が本当に農業所得を倍増できるのか、安定的なそういったものにできるのかということも含めて、怒っていいんじゃないかと。かつてのむしろ旗じゃないんですけども、そういうことをやっぱ一人ひとりの農家の方も、それぞれの組織も、私はやる時期に来てるんじゃないかなと思いますけども、なかなかそれが見えてこないというのは一体どういうことなんだということも含めて、ちょっと気になるところでありますので言わせてもらいましたけども、私も最大限の努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） TPPについてはこの程度にしておきたいんですが、3月22日でしたか、札幌でTPP並びに農業改革、今行われようとしている農業改革についての全道的な規模での各種団体等々の集会を予定しております。こういったこともなかなか周知、全体的な周知というのはなっていないかもしれませんが、おそらく行政、市町村会なり道のほうにもそういう申し入れもしてますんで、そういった中で出てくるんじゃないかなというふうに思いますんで、そういったことも、ぜひ参考にさせていただきながら進めていただきたいなというふうに思います。

では続きまして、次の質問に入っていきます。

次の質問ですが、「訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」についてであります。

この度、平成27年度から平成29年度までの3年間を期間として「住みなれた地域で高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせるまち」を基本理念とした「訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定が進められ、原案が発表されました。

この計画に関わって、次の事項について町長の考えを伺います。

まず、一つ目です。「第6期介護保険事業計画」実施に向けて、本町の課題をどのようにとらえているのか伺いたい。

二つ目、低所得者世帯に対する利用者負担の町独自軽減策が必要になってきていると考えるが、町長のこの点についての見解を伺いたい。

三つ目です。今後、さらに認知症高齢者の増加が予測され、これまで以上に早期発見、早期予防の重要性が指摘されていますが、本町の第6期計画では、どのように取り組んでいくのか伺いたい。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について、3点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「第6期計画に向けての課題について」のお尋ねですが、超高齢社会に対応するため、平成12年に創設されました介護保険制度は、今年4月で15年が経過することとなりますが、平成18年の地域包括支援センターの立ち上げや、平成24年の地域包括ケアの推進を目指した制度改正にみられるとおり、介護予防重視型への転換を柱として、推移してきております。

平成27年には、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるために、国内の65歳以上の高齢者人口は3,380万人となり、高齢化率も27%と、国民の4人に1人以上が高齢者となります。

このため、今回の制度改正では、従来の介護予防、在宅介護をさらに高める地域包括ケアの推進に加えて、介護保険財源の確保や介護保険制度の継続的な運用にも重点を置いた制度改正が行われております。

具体的に申し上げますと、一つ目として、介護度が軽い「要支援1」と「要支援2」の予防給付サービスの内、訪問介護と通所介護については、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行すること、二つ目に、医療と介護の連携を推進すること、三つ目に認知症高齢者に対する総合的な支援、さらに、高齢者の生活支援等の充実の四つの事業を地域支援事業に追加し、その実施については、市町村が主体的に取り組むこととされております。

なお、これらの事業の開始時期につきましては、本定例会に提案させていただいております「介護保険条例の一部を改正する条例」の中で規定しておりますが、医療と介護の連携事業が1年遅れることを除き、平成29年4月1日から実施することとしております。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村が住民の自主的活動などの地域資源を十分に生かして、今後の超高齢社会に適応した地域づくりを、地域住民と協働して行うことが求められており、高齢者の健康状態・ニーズを把握し、加齢に伴い支援が必要になっても、安全・安心に暮らしていくためにはどのようなサービスが必要なのか、さらに、どのような社会資源が活用可能なかを分析しなければなりません。

また、この事業は、地域住民、行政、民間事業者、そして、ボランティア等の地域のコミュニティにより支えられていくことが求められており、推進するための基盤整備については、町と社会福祉協議会等が、さらに連携し協力しながら具体的なサービスメニューを立ち上げることが課題となっております。

2点目の「低所得者への利用者負担の独自軽減策について」のお尋ねですが、現在、介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、原則として介護サービスにかかった費用の1割となっており、ショートステイを含む施設利用の場合につきましては、1割負担のほかに、居住費と食費の負担も必要となりますが、生活保護の受給者や世帯全員が住民税非課税の方は、負担を軽減するために上限額が定められており、上限額を超えた場合は、申請により超えた額が「特定入所者介護サービス費」として支給されております。

また、同じ月における1割の利用者負担が、一定の上限額を超えた場合には、超えた分

が払い戻される「高額介護サービス費」や、1年間で同一世帯における介護保険と医療保険の利用者負担が一定の上限額を超えた分が払い戻される「高額医療・高額介護合算制度」につきましても、生活保護の受給者や、世帯全員が住民税非課税の方は、上限額をさらに低く設定し、負担の軽減が図られております。

第6期計画策定に向けて、昨年3月に実施しました高齢者実態調査の結果によりますと、施設入所者の自己負担の負担感については「特に負担は感じない」が20%、「負担は感じるがやむを得ない」が67%、「負担が大きい」が13%となっており、また、居宅介護サービスの利用では「特に負担は感じない」が29%、「負担は感じるがやむを得ない」が47%、「負担が大きい」が24%となっており、利用者の大半は「これくらいはやむを得ない」との回答でしたが、別の見方をすれば、施設入所者で80%、居宅介護サービス利用者で71%の方が、負担を感じていることにもなりますので、今後の制度改正の内容に応じて、必要な施策の検討を図ってまいりたいと考えております。

3点目の「認知症の早期発見・予防の取り組みについて」のお尋ねですが、高齢化の進行とともに、認知症高齢者が増加しており、認知症の方の見守りや生活支援とともに、その家族への支援も大きな課題となっております。こうした状況の中、国は今年1月27日に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しております。

今回策定された新プランは、平成29年度までを計画期間とする現行の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」に代わるもので、団塊の世代が75歳以上となる平成37年までを計画期間としています。

新プランは「認知症施策の普及・啓発」をはじめとする、7本の柱から構成されており、認知症の方のニーズに即した支援体制を構築することを目指し、必要なニーズ調査の実施なども盛り込まれております。なお、新プランの策定に合わせて公表された推計によれば、平成24年に462万人、高齢者の約7人に1人であった認知症高齢者は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には700万人、約5人に1人に増加すると見込まれております。

本町の状況としましては、介護認定率では15%程度となっており、全国平均を約3%程度下回っておりますが、家庭内でも日常生活に支障をきたすと言われる「日常生活自立度判定基準Ⅱ」以上の認知症高齢者数は、全国とほぼ同じ水準にあります。

このような状況の中で、第6期計画に向けた取り組みとしまして、三つの推進項目を掲げており、一つ目に「認知症予防方法の普及・啓発」としまして、認知症サポーター養成講座、認知症予防教室・講座の実施、早期の受診奨励等の推進、二つ目に「支援体制の整備」として、介護家族を支えあう会の開催、見守りSOSネットワークの充実、三つ目に「協働体制の構築」として、地域包括支援センターによる関係機関との協働体制の構築、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員配置の体制整備を盛り込んでおります。

また、認知症高齢者を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の方が社会参加できるような場づくりなど、認知症の人が認知症とともに、よりよく生きていくことができるような、環境整備も進めていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、介護問題について、何点か再質問ということで考えを伺いたいと思います。

まずはじめに、この問題につきましては、私これから質問、一問目も含めてさらに進めていくんですが、この後、西山議員のほうも関連する質問になろうかと思しますので、できるだけ重複を避けるようなかたちで、しばって何点かだけちょっとお聞きしていきたいと思っております。

まずはじめに、一つだけ、昨年12月に静寿園の増床という、いわゆる10床増床して、それからショートステイなり、デイサービスに向けての充実に対して整備を行っています、これは本当に評価のできる、長年多くの人たちが町民が望んできた要望でもあったことが、こういったかたちで、決して十分ではないのかもしれませんが、できたことに対してはやっぱり非常に評価をしていくべきだなというふうに思っております。この財政的にも厳しい中であっても、やはりそういうかたちで着々と介護保険あるいは福祉計画等々の福祉の問題等々について進めていることについては評価をしているところです。そういうことも受けながら今回の質問は、先に訓子府町高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画の平成27年度から29年度における原案が出されておまして、これをちょっと読まさせていただきながら、これに沿ったちょっと質問になっていくかなと思しますので、よろしくお願いしたいと思います。

まずはじめに、この今の状況、この計画の実施に向けて、本町の課題等について、第一答でもお答えもいただきましたけれども、もう1点別のかたちでちょっと考えていたというか、周りの人たちのいろんなお話とか、あるいは状況何かを自分なりに見ながら、この計画の中に、この計画というのは、やはり厚労省がこういうかたちで計画を立てなさいという、ある意味のマニュアル的な部分に沿った計画になるんだろうから、多分なっていくんだろうから、致し方ないところもあるのかなというふうには思いますけれども、これに含まれない部分で、やっぱりあるんでないかなというふうに思っています。それは何かと言うと先ほどの答弁にもありましたけれども、この介護保険計画、介護保険そのものがやはり制度の改変といいますか、大きく変わってきています。いわゆる要支援1・2の介護保険からの除外という部分、それから施設入所のいわゆる要介護3以上じゃないと施設に入れないと。そういう問題も一方でありながら、さらに町民の方々の生活の、いわゆる状況が非常に厳しくなっているというところにもう一度目を向けるべきではないかなと。そういう中で自分たちの老後、あるいはこれからのありようについて、本当にこの介護保険制度が自分たちが本当に必要とするときに機能してくれるんだろうかどうかという、その制度そのものに対する信頼というか安心感というのがどうなんだろうというところで不安を持っている方がやっぱり多くなっているんでないかなというふうに思っています。これはさまざまところで聞くんですが、特に65歳、今は多少元気なんですが、65歳から前期高齢者と言われるその75歳以前の方に対しては、階層というか、その段階の人たちは特に何かこう感じておられるような気がします。やはりこれはちゃんと次の認知症の問題含めてこの計画の中に、これ29年までの計画ですから、それ以後の問題というのは当然出てくる話でありますけれども、やはりこれはある意味の準備期間というわけじゃないんですが、そういったことも加味しながらのそういう思い、願い、あるいは不安にどう応えるかというところを本当はもっと必要なのかなという思いもしたところです。その

中でやっぱり出てくるのが、やはり心配している大きな部分というのは、やっぱり老老介護、あるいは老障介護、自分たちがこれから5年、10年する中で老老介護というのはもう目に見えている。あるいは現実にもあります。それから老障介護、自分は老いてるし、もう一つは障がいを持ってる、あるいは病気を持ってる人たちと一緒に介護も兼ねながら生活する世帯、それから、いわゆる単身世帯、いわゆる低年金でそれしかない単身の世帯、この三つというのがどうこの介護保険の中で、解消されていくのか、安心が生まれるのかというところに目を向けたものというのがやっぱり必要になってくるのかなというふうに思ったのが今後に向けた大きな課題かなというふうに私自身は思ったところです。だからそういう部分も含めて、町長としてどのように、今、私が言った話に対して思われているのか、考えがあるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私どもの町が高齢化率が34.5%でございます。この第6期の計画でいきますと、27、28、29の3年間で36%を超えていくのではないかな。日本全体でも25%を超えるということで、高齢化の波は、私ども町村のみでだけではなくて、都会においても深刻な問題出てくるのではないかなと思っています。

その中で安心してこの町に住み続けられるための施策っていったい何が必要なのかというのは、介護保険の実態調査や、さまざまな施策をさらに前に進めていく意味からも、今、工藤議員が言われた老老介護の問題やあるいは単身世帯等、老病介護含めてですけれども、そういったことが必要になってくるのではないかなということでもあります。ですから、今回10床の個室と2床のショートステイを皆さんのご理解をいただいて建設したということは、これは一時的なことであって、これをもって全部が解決するだなんてことには全然ならないというのが皆さんが共通の認識でありますので、在宅介護も含めた支援体制をこれからどういう形でやっていくかというのは、ものすごい課題になってくるんじゃないかなと思います。当面、私自身はここでも幾分申し上げておりますけれども、住宅の確保の問題や、あるいは認知症サポーターをもっと具体的に地域に密着をしたかたちで、これJAきたみらいなんかの協力も得ながらやっていく体制が必要なんではないかなというふうに感じているところでございます。その点では、行政がなし得ることと、地域の人々の力を借りながら地域ぐるみで網の目のような、やはり福祉の具体化がこれからもっと必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） まさに、これから先を考えますと、やはり今、町長の答弁にありましたように、そういう部分というのは、非常に求められてくるというふうには私自身も思っています。特に行政サイドで思いますのは、やはりこの地域包括支援センター、この強化というのが、いわゆる強化なり役割をどう強めていくかと。あるいはそこに期待をするかという部分というのは、非常に大きくなっていくのかなというふうに思っています。これは先ほど言ったように制度の改変も含めて、市町村が町村がその介護の、いわゆる予防も含めて責任を負わされるというか、負っていきなさいいけない。そういう仕組みになってきていますので、認知症の問題等々含めて、その強化をやはり相当本腰を入れてやるということとあわせて、行政だけでは賄いきれない部分をどうやって町民と一体となって支え合いながらやるかということは、やはり行政のもっと言えば地域包括支援センターも

含めて、行政と町民がどう向き合うというか対話をするか、分かち合うかという、そういう部分の意識の問題も含めて大きく変わっていかないと、なかなかこれは解決のされる問題、お互いに良かったなということにはならない状況になっていくんでないかなというふうに思っています。本当に国がこれだけなんだかんだ言いながらも福祉の問題についてはどんどん後退をしていく状況というのも明らかであります。それは認めるわけではないんですが、現実そういう中で地方の果たす役割というのは求められるわけでありますから、それを全体の、町民全体の認識としてならないとやはり行政だけが責められたり、職員だけがあまり評価されなかったり、そこから溝ができるようなことだけは絶対避けていきたいというふうに思いますので、やっぱりそういうふうなことにならない方向というのが、今後に向けて必要になってくるのかなというふうに思っているところです。

次に進みたいんですが、負担軽減の問題です。

特に私が思っているのは、今回介護保険料が月500円、上がることになりました。これは増床の問題等々ありまして、いろんな、それは安いというか、負担がなければ、負担が少なければ少ないほうがいいんでありますけれども、現実の問題でこれはかかるものはやっぱり致し方ない部分、今の状況の中では仕方ないかなというふうに思っておりますが、少なくともその低所得者というか、やっぱり所得がなくて困っている世帯に対する対応というのは、やっぱり目配りをする必要があるんでないかというふうに思います。その中でやはりもう一つは保険料というよりも、利用料、サービス利用料について、何とかこれできないものかというふうにもずっと思っていたわけでありましたが、これについては、先ほどから答弁の中にもありましたけれども、高額になった場合の対応としましては、1割の負担が高額になった時には利用者負担の軽減というのがあります。それはわかります。一般世帯でいけば3万7,200円を超えた分については見ますよと。あるいは住民税非課税世帯でいえば2万4,600円ですか、その世帯としては。これを超えた分についてはいいですよということになるのは分かっております。それから年金が80万円以下ということになってくると個人的には1万5千円を超えた分についてはいいですよ。そういう制度そのものはわかるんですが、ただ、今おかれている特に何人かから話を聞くのは、いわゆる老老介護というか、同じ75歳も80近くなって60、70超え80近い人たちがやっぱり低年金でやっている人たちにすると自分たちの生活状況というのが、昨年の電力料金の値上げがあり、消費税の増税があったり、あるいは円安による物価高によって食品だとか生活必需品のやっぱり値上がりがあると。その中で家計支出というのが本当にこう大変になってきているんだと。その中で私たちが2万4,600円、どこまで負担できるのか、個人的に1万5千円がどこまで負担できることになるのかということに対しては、やはり先を見たときに非常に不安だという声はやっぱりあるんですよ。これは従来になかった声です。そういう意味で、そういう人たちの不安に應えるためにも、できるのであればぜひ全額といわないまでも、今1割負担ですから、この半分、いわゆる2分の1なり4分の1、軽減しますよと。そういうかたちで何とかこう応援できないものかと。そうすることによって、介護保険に対する信頼と同時に自分たちの生活の質も上げれることにならないのかなというふうな思いがありますんで、その点について、そういう周りの生活状況何かを勘案しながら検討できないものか、これは当然町長が今これからどうなるかわからない身でありますから、いろいろ問題はあろうかと思っておりますけれども、そういう方向もや

っぱり実態としてはあるということ、どのようにとらえているのかお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、議員のほうから、いろいろ老老介護等、事業計画上にはない大変な部分があるということでございます。確かにそのとおりだと思います。今後、社会情勢大変厳しくなっています。年金の問題もそうですし、いろいろな部分、特に低所得者の部分については、大変な状況だというのは重々承知しているところでございます。そういった意味で、いろいろ介護保険の制度上でもいろいろな、先ほど言ったように制度があるんですけども、さらにの分につきましてはですね、また国等の状況も見ますし、今後検討していかなきゃいけない状況ではございますけど、基本的には介護保険の制度の中で言いますと、あくまでも介護保険に加入されている方の中で整理するというのが基本になっておりますので、そういった中でどこまでできるのか、それも含めてちょっと検討させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひそういう方向で、非常に法的な部分も含めて検討、手当てをするということはいろいろありまして、難しい部分もあるかとは思いますが、例えばこのサービス、独自軽減の問題でいきますと、全道的に見たら44市町村がやっぱり独自軽減を既にやっていると利用料も含めて。利用料の問題ではやっています。特にこの管内的に見ても、小清水もそうですし、斜里町もそうですし、佐呂間も湧別もそれなりにやっていますんで、そういったこともぜひ他町村のこともちょっと参考にされながら、大いに進めて、より質の高い、これから生活のために努力をしていただきたいというふうに思っているところです。

次に、時間もありませんので、最後に認知症の関係ですが、これ1点だけちょっと聞きたいんですが、認知症初期集中支援チームというのは今回の計画の中でも出ていまして、これが29年の4月からですか、何とかこうやっていかなければいけないということかなと思うんですが、それに向けての体制整備ということがありますが、こういう問題は、認知症という、デリケートな問題ですから、こういうものができただけではやっぱりなかなか十分機能はしないというか、本当の本物になかなか近づかないだろうなというふうに思っているところです。それをこれは当然国のほうもこれに向けてオレンジプランの中でこれは国のほうでも認知症初期集中支援チームというものをつくりながら進めなさいという話になっていますので、それに沿った方向で出てきていることだと思うんですが、これをさらに、機能的にするためには、何とかこの本町でも、今よく言われている認知症カフェとか、あるいは介護カフェ、あるいは介護、何て言うんですか、福祉サロンというんですか、そういった人たちが集いながら、いわゆるその専門家も入りながら、あるいはどちらかといえば、住民、町民サイドの中でお互い支え合いながら勉強し合いながら相互理解をしながら進めなければ、今回の認知症対策はできませんよということは国もやっぱり言ってるんですよ。これに対する支援、助成なんかも当然、道段階でも今いろんな議論してますから、なかなか道がうんとは言わないんですが、国のほう何か非常に進めている中身でありますんで、この点も、この29年度までのプラン、計画の中で何とか本町としても可能

な限りできないのかなと、今現在、試験的にやっている段階でも、24年度の社会福祉協議会の北海道全体の社協の調査でいくと96の市町村で約1千カ所でこういうものが今できつつあるということになっています。だからこういったことも、当然ちょっといろいろ調べていただきながら、本町なりのそういう相互理解をしながら、認知症に対する向かい合い方をつくっていく方策も、ぜひ検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。これだけをちょっと答えていただいて終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 最終の答弁ということでさせていただきたいと思います。前回のところで渡辺課長のほうから申し上げましたように、独自軽減策については、先進的に斜網地区でやっていることは状況聞いておりますので、改めて具体的な検討をこれからしていきたいというふうに考えております。それが1点目です。

2点目になりますけども、認知症の関係でいいますと、地域サロンの福祉サロンのことをもっとやる必要はないかと。いろんな先進地視察等も我々の職員も住民の方々もやってきておりますし、これらについては、今後具体化していかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っています。

この間、二つの特徴的な催し物が私はあったというふうに思えて、私も参加して勉強させてもらいましたけども、一つは社会教育課が中心になって福祉保健課とやった未来づくり大会で、東幸町の佐藤さんと東町の柳澤さんが自分たちの地域的な実践をこういうかたちでやってるということを発表していました。これで実践会地区の方も来ていて、実践会もできることはあるんじゃないかっていうことで、こういったやっぱり輪の広がり方というのは、すごく大事なんじゃないかなというふうに思っています。これは今、保健師たちが中心になってヘルパーの養成講座を各実践会・町内会すべてでこの3年間でやろうということの計画を練っていますから、こういう点でも具現化していきたい。

もう1点では、住民の方々が中心になって「妻の病」と言ったでしょうかね、映画会が行われました。認知症の妻、ある意味では、一般的には、アルツハイマーなんてことが知られていますけど、そうではない病状が深刻になっていく状況になって支えていく夫、あるいは地域の方々の共通理解というのは、いかにあるべきかという示唆をいただいたという感じを持っています。

私は、いろんな意味で、まだまだ訓子府町は福祉サロンの動きは住民中心のそういったものの動きというのは非常に乏しい町でもあるということは事実でありますから、こういったことを行政だけがそれを行っていくというよりは、やはり住民の力に依拠しながら、それをどうやって一緒になって発展させていくかということはとても大事だと思っていますので、今後はそういったことを含めて、次期町政を担う方にお伝えしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩をいたしたいと思います。

引き続き、一般質問は、午後1時から行いますので、ご参集をお願いしたいと思います。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、午前中より一般質問を行っております。

次は、10番、余湖龍三君の発言を許します。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず一つ目としまして、くるネップ駅舎裏の東側空き地の今後の利用について、お尋ねいたします。

くるネップ駅舎の周辺整備もこの3月をもって当面の整備計画が終了となります。昨年12月の積雪前の段階で、立派な横断道路を中心とした大まかな様子が見え、残るは西側の散策路とモニュメントが雪解けを待つまでもなく3月末までには完成して工事の終了となることと思います。

今後の整備としては、東側にある未整備の空き地の整備をどうするのが駅裏の今後の活用の大きな鍵となると考えています。そこで何点かお尋ねしてみたいと思います。

一つ、当初の整備計画の中では、東側の空き地は将来の政策のための用地として考えているので今は手をつけないとのことで、とりあえず、あそこには「ヘリポート」として、それなりの面積のところを地盤を固めるだけの処置しかしていませんが、今後の活用として、どのような計画をお持ちなのかお尋ねします。

二つ目としまして、あそこに立派な道路が東西を分断してしまい、以前のような子どもたちがいつでも安心して遊べる広場がなくなったと感じますが、あの空き地を、今ある東側の空き地を芝生の自由な広場への活用について考えないかお尋ねします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「くるネップ駅舎裏の東側空き地の今後の利用」について2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目に「東側空き地の今後の活用としてどのような計画を持っているか」についてのお尋ねがございました。

くるネップ周辺環境整備につきましては、平成18年4月にふるさと銀河線が廃線となり、平成19年にふるさと銀河線跡地利用等検討協議会でさまざまな協議を重ね一定の方向性を決定した後、事業化の検討をしていましたが、平成22年度に国土交通省が所管していた縦割り補助金を統合し、総合的な事業を組み合わせた社会資本整備総合交付金事業が創設され、事業要件が拡大された都市再生整備事業の採択を受け、平成24年度補正予算で工事を着手し、本年3月に計画が完了する予定であります。

この間、議会での活発な議論にあわせ、事業化が見えた平成23年度から各団体等との意見交換を行い、平成24年9月には「くる・ネップ周辺環境整備マスタープラン」を全戸に配布したところでございます。

議員からは平成24年第3回定例町議会で同様のご質問をいただいているところでありまして、マスタープランでは「政策ゾーン」と位置づけお示ししています。

そういった意味からは、現時点で政策として具体的に提案できる時期ではないことをご理解いただきたいと思います。

2点目に「東側空き地を芝生の自由な広場として活用する考え」についてのお尋ねがございました。

政策ゾーンの自由な芝生広場の活用につきましては、前回の一般質問でBゾーンはイベントには狭いことで公園敷地としての活用が議員からご提案があり、ご意見も参考にしながら検討しますと回答しています。

いずれにしても市街地のまとまった町有地ですので、利活用につきましては今後さまざまな検討をしてみたいと思いますのでご理解をお願いします。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） ありがとうございます。一問目の返答としては、こういう感じなのかなと思いますけども、まず、一つお願いしたいと思いますけども、先ほどの他の議員の方の返答の中にも町長のお言葉としてありましたけども「次期の町長に」というような話の中で、次の町長が誰になるかわからないので、自分の考えは差し控えるようなお答えがありましたけども、現時点で、町長も立起をしていますし、それなりの考えをお持ちだと思いますし、今のところきっと私も次期の町長は、菊池町長だろうと思っていますので、そのような感じの中で、ぜひご返事をいただきたいと思います。逆に言いますと、私のほうが最後の質問の機会かもしれませんので、ぜひしっかりとお考えをお聞かせいただきたいと思います。そこでお聞きますが、この返答の中にもありましたように、マスタープランでは政策ゾーンと位置付けしているということは前からわかってますけども、現時点で政策として具体的な提案はできないということをご理解願うというお話でしたけども、この点について、やはり私も違う提案はしたいと思っていますので、ぜひ町長として、本当に具体的なものをお持ちでしたら、やはり今答えていただいて、それはどうなのだという質問をしたいと思いますので、再度、何かお心づもりがあるんでしたらお答えください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 事前運動になるんじゃないかということも含めて、かなり気にしながら先ほどから答弁をさせていただいています。

私の政策のマニフェストの中に必ずや入れていこうと思っていることがございます。これは長年の要請活動や懸案事項でありました障がいを持った人たちのグループホームであります。これはいずれにしても、議員各位のご理解や地域的な醸成が熟成の中で、最終的な決断をしなければならないというふうに思っていますけども、あの地点を多機能の障がい者のグループホームの建設予定地として私の頭の中にはございます。すなわち、すべての町民にやさしいまちづくりの一つの最終章として、福祉でなかなかできなかったこの決断を私は今回していかなければならないと思っていますので、あの地点は、例えば耕作地等もございまして町民の畑等々で使っていたり、いろんな活動の中心的地域にもなるんじゃないかということで、私は多機能型の身障者のグループホームの建設を頭の中に入れております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 大変いい目的を考えていらっしゃるんだなと今感心しました。というのも確かにそういう施設については、きっと前から事あるごとに言っていたような気もしますけども、ただ実際の話、そういうあの土地全体を使った中での大がかりなものというのまで考えているとはちょっと思っていませんでしたけども、グループホームをつくりたいというような意向というのは、大変よくわかりますし、私もグループホーム的なものをつくることに対しては非常に良いことだと思うんですけども、ただ、今の私の質問の中にもありますように、あの地域の活用、本当の活用から考えますと、本当の活用というのはやはりですね、あそこに道路ができる前のあの土地というのは、やはり広大な芝生の土地がありまして、本当に、訓子府というのは、子どもたちのそういうスポーツ少年団とか、そういうものに参加する比率も多いですし、そういう子どもたちは、ある程度の時間は、学校の施設ですとか、公共施設の中でそういう体を動かすようなことをやってましたけども、実際には、それ以外のそういうものに入っていない子どもたち、それともっと小さい子どもたちとお母さん方、それとやはりそういう子どもたち、スポーツ少年団に入っている子どもたちも、やはり空いた時間にあその場所で親子でスポーツを楽しむとか、そういうような現状というのは、たくさんあったわけなんですよね。それがやはり今回あの道路が完成して、あの裏の設備が整うに従って、やはりそういう場所としての活用は今の段階ではちょっと難しいな、狭すぎるな、危ないなということがありますので、やはり町の中に大規模なああいう自由に使える広場があることの必要性というのは、どこの町を見ても、やはりあっておかしくないものだと思います。訓子府にとってはレクリエーション公園ですとか、中央公園ですとか、そういう場所がありますけども、実際使えるのかというと、そういう意味では、不足の場面がありまして、やはりあの場所の活用というのは、そういう意味で、今後あの駅裏の整備をして、いろいろなイベントですとか、そういう催し物に使うということに方向づけをしているんですから、やはりあの場所はそういう意味で活用を考えていただくのは、グループホームの必要性も感じるんですけども、やはりあそこにじゃなくてもいいんじゃないのかと。やはり最優先の活用としては、やはり芝生の広場というのが訓子府にとって一番必要なものじゃないかということを思いますけども、再度お願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何度か余湖議員から過去にご質問をいただいて、あの場所の道路の横断、さらには子どもの遊び場がなくなるのではないかと心配も含めて、いろんなご提案をいただきました。私自身も、まず道路ができましたし、西側については、ご存じのとおりあそこにモニュメント等々を含めて、従来のようなサッカーをしたり、小さな野球などをするというようなスペースはなかなか難しいだろうと。しかし、道路を挟んで東側と作業場の畑として分譲している空間の敷地空間というのは、グリーンの広場になるということも含めて、子どもたちのある意味では遊びの広場的なものとして活用していけるんじゃないかなと思っています。グループホーム等については、さらに東側の診療所といえましょうか、あその裏側からもうちょっと西側のほうにきたところを含めて検討していきますので、これは図面を引いたわけではありませんけども、私自身は町長に就任して今8年になりますけども、立起当初から将来的にあの位置を、グループホームが必ずやそ

ういう時代が来るであろうということをにらみながら頭の中に入れておきましたので、そういう意味での競合はあまり考えていませんでしたけども、さらに余湖議員の提案のことも含めながら、みんなに喜ばれるような子どもたちもそういう施設のところで遊べるような状況もつくっていったらいいなと思っていますので、今後また次期を担う町長がさらに具体化していくと思いますので、この点についてもご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 次期を担う町長にお願いしていますので、よろしく願いしたいと思います。

また、もう一つ付け加えれば、グループホームの必要性というのは大変よくわかりますけども、やはり、次の質問にも関係してくるんじゃないかと思いますが、街の中の賑わいをとか、そういうようなことがこれから必要な時代になってきますので、そういう障がい者の方のグループホーム的なものが本当に街中にあってもいいのかということ、また一つ考えなきゃいけないことかもしれませんけども、やはり活用できるようなものについては、活用していくというような方向性もあるんじゃないかと思います。今、こども園のことでもわかったように、これから新しいものを建てるということに対して、本当にどこまで予算を見れるのかとか、本当にその変革にはついていけない場合もありますので、やはり今までの建物を活用できるとかということもやはり一つの条件になるのではないかと思いますので、ぜひ今の広場の問題については、ついでにもう一つこの部分で言うておかなければいけないんですが、町長も見て感じているんだとは思いますが今、本当に駅裏で町が広場として計画している場所がとりあえずイベント広場の後ろ側にも駐車場との間のところにもつくるつもりなんでしょうけど、私はあれだけかなと思ってたんですけども、あれでは本当に遊ぶ場所というんですかね、安心して遊べる場所ではないので、それはもう間違いないので、やはりあそこ以外にやはりそういう大きい広い場所が必要だということは、切にお願いしたいと思いますので、よくお考えを次の町長にお伝え願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） これは、具体的な検討は、次期の町政の中でご検討いただくということになりますけども、私自身の頭の中には、やはり行政がすべてをやりこなしていくというよりは、民間の事業所と連携しながら、これらのことをやっていかなきゃいけない。それは、福祉団体も含めた中で、新しい建設は行政と民間のそういう団体が一緒になってやっていかなきゃならないだろうなというふうに思っているのが一つです。

2点目は、街の中にあつていいのかどうか。私は、例えば訓子府町役場の庁舎のど真ん中、一番の正面にきらきら本舗があるということは、非常にある意味では誇りに思っています。そして、いろんな方が役場に来られる方と交流したり、そして、作業を行っている姿はやっぱりすてきなことだなと思ってずっと見ていました。その点で考えますと、障がい者の施設が少し離れたところというよりは、むしろああいふ動線の中にいるということは非常に極めて大事な福祉政策ではないかなというふうに私は思っておりますので、私がもし担うことになりましたら具体的な提案として、あそこの場所を民間の方と協力しながら、グループホームをあそこに建設していきたいというふうに考えておりますし、余湖議員のおっしゃる地域の子どもの遊び場等も含めた、理想的な中心的なあそこの開発をさら

に進めていかなければならないだろうなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） そのことに対してになるんでしょうけども、あその場所がそういう動線の中の一つになるのか逆に言いますと、ちょっと外れた場所に隔離とは言いませんけども端っこのほうで土地つきでいいところだからここががんばってくださいっているのか、ちょっと私としては、どちらを判断するのかわからないところがあります、はっきり言いますと。そういう規模的なこともありますけども、よその町に行ったときも、やはり街の商店街の中に作業所があって、そこで活動しているそういう団体というのたくさんありますよね。やはり農家というか、そういう畑まではないですけども、実際に作業場として、そういう作業場と販売が一緒になったような場所が商店街の中にあって、そこではやはりそういう周りの商店の人たちとか、地域の人たちと一緒に活動できるいい場所だっているということもありますので、私としては、やはり町長が考えるところとはちょっと違うのかもしれませんが、あの場所に行ってあそこでやれというよりは、やっぱりそういう街の中の本当の動線の中でやってもらうというのが希望としてはいいんじゃないのかなということをよく考えますので、今後の課題として、ぜひお考え願いたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

二つ目は、私も前から、前もこんなことを言いましたんで、またかと言われるのはいつものことなんですけども、空き店舗活用の今後の方策についてということでお尋ねしたいと思います。

昨年「訓子府町店舗出店等支援事業補助金」の事業を予算化し、町内の空き店舗の利用を促す政策を行いました、現在までその活用はなされてはいません。今、国は「地方創生」を旗頭にそれぞれの町が「わが町にふさわしい創生のあり方を地方で考え何をするか」そのための総合戦略を求めているものと思います。「まち・ひと・しごと」この創生を考えて、この機会に思い切った活用策の提案が必要と考えます。今後の活用に対して、何点かお尋ねします。

一つとして、「支援事業補助金」上限300万円の活用が昨年度なかったことの原因について、どのように考えているのかお尋ねします。

二つ目としまして、この制度の今後の活用のためには、利用内容のさらなる活用策の充実が必要と思いますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

三つ目として、26年度の空き店舗の活用については、商工会の2度のストリートフェスタや農家団体、奥さん方というんですか、イベント会場としての利用があり、事を起こせば人は集まり賑わいをもたらします。

ただ、現実として、各団体が個別で店舗を借り上げ改修することは大変困難な現状にあるのも事実だと思います。「地方創生」の今、町がコミュニティーの場としての活用も兼ね空き店舗利用の見本となるべき「店舗改修」をやってもらう必要性を感じますが、どのように考えるかお尋ねいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「空き店舗の活用策」について、3点のお尋ねをいただ

きましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「店舗出店等支援事業補助金の活用がなかった原因についてどのように考えているのか」のお尋ねであります。平成25年12月25日に当時の商工会長から商工会の喫緊の課題として、新規出店者も含めた再利用やコミュニティスペースなど、町民の利便性に貢献できる空き店舗の活用支援に係る事業創設の要請がありました。

しかしながら、ほとんどの空き店舗は、住宅部分と一体になっており、店舗部分には、流しやトイレもなく、新たな利用者にとって施設整備の負担が多くなるなどの要因から、本年度は何件かの問い合わせがありましたが、希望する者がいなかったと聞いているところであります。

次に、2点目の「活用するためには、さらなる活用策の充実が必要と思うがどのように考えているか」とのお尋ねであります。借りる側の活用策のことも重要と思いますが、貸す側の意向調査を行うことも必要と考えますので、店舗を所有している皆さんがどのように考えているかなど、商工会が現状の把握を行い、所有者の意向にあった貸し方もあると思います。

また、商工会のホームページなどに掲載し、町内に限らず広く周知するなど利用者を募ることも必要であると思っております。

次に、3点目の「町が見本となるコミュニティの場として、空き店舗を利用する必要性を感じるが、どのように考えているか」のお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、国が現在進めています地方版総合戦略策定の中に「地域の空き店舗等の活用支援」事業がありますが、その交付金の対象となる事業内容につきましては、公共が主体となって施設整備や運営を行うことでなく、あくまで商店街組織や民間事業者等が主体となって行う事業に対する支援に充てられるものとなっております。

なお、空き店舗の活用方法についてであります。商工会が主体となって、地域の小イベント、憩いのスペース、手作りの販売、野菜の即売会、手芸の展示会などの利用をしやすいように検討をしていると聞いているところでもありますし、町としてもその活用方法に関し、積極的に協力と支援を行っていきたいと考えております。

また、既存の事業所を対象とした店舗改修支援事業も含め、商工会、商店街協同組合と十分協議・連携を行いながら、利用促進に向けた支援・協力を行っていきたいと思っております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 1点目の利用されなかったことについて、どのような原因があると考えますかというようにことに対しては、店舗部分には流しやトイレもなく、新たな利用者にとって、施設整備の負担が多くなることなどの要因というようにことが書かれています。これについては、300万円という金額を決めるにあたって、きっとその部分を何とかしようということで、これは計画した話だと思いますので、こちら辺のことは当然おわかりだったんじゃないかと思いますが、これは別に予想の範囲のことではないです。担当課長でも結構ですよ。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 支援の３００万円の補助の限度額でありますけども、理由としては今、議員が言われたとおりであります。町長が回答しましたとおり、流し、それからトイレについて、事業費の中で考えた予算というふうには考えておりますが、実際においても、やはり補助はしたとしても、事業をやる方がどこまで負担できるか。また、今後事業を開始したとして、この補助制度については、３年以上の事業継続を目的とした考え方になりますので、その部分で運営資金等含めて、かなりの負担があるというふうに思っておりますので、設備の補助もありますけども、やはり、その事業者が運営するに当たっての運営資金も含めますとなかなか事業費が大きくなるということの原因がやはり思っていたとおりになってきているという状況というふうに考えております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君） ちょっと待ってください課長、最後の「思っていたとおり」というのは、ちょっと気になりますよね。これは思っていて、こういう３００万円のこういうものを出してきたのかというような話になってしまいますので、思っていなかったのかというふうになったんじゃないかと思うんですけどどうなんですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 「思っていた」というのは、補助金の制度として補助に対する何が今回、空き店舗の補助制度として必要なかということで、そういう部分で設備投資するために、住宅と店舗が接続されているというんですか、そういう部分で補助制度として、トイレなり流しの補助制度が必要だという意味のような考え方です。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君） 今の返答はちょっと苦しいですね。それはわかっていたことで、それを思っていたとおりというんじゃないくて、今、課長の最初の返答というのは、きっと思っていたとおりこれぐらいの条件では借り手はないでしょうねというふうに判断をしたんですが、そうじゃないですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） そういう意味では、ないというふうに思っております。というか、ないと考えております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君） わかりました。そういうことを考えながらこの制度をつくって実際に利用がなかったと。それで次の質問に入って、活用するためには活用策の充実が必要に思うがということに対しては、ここに返答としてあるのは、貸す側の意向調査を行うことも必要だと。商工業の現状の把握を行い、所有者にあった貸し方もあると思いますというのは、これは一つの方策といいますか、流れの中で必要なことであって、具体的には、この支援制度自体を金額ですとか活用の方法ですとか、そういうものについてのもう少し使ってもらえるようにというような考えはお持ちでないですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一昨年でしょうか、西側から加藤スタンドから始まって、あの年はもう何件もの方が矢継ぎ早にといったらいいんでしょうか、店を閉じるという状況が始まってまいりました。これは私どもの町だけではなくて、例えば、管内でいっても、いろんな町村がそういう状況であったと。何とか商工業の振興策として、空き店舗の活用施策

はないだろうかということで町と商工会とお話し合いをして、特に商工会のほうから清里方式がベストなんではないのかということで、当時３００万円は確か清里という事例の中で出てきて、じゃあやってみようかと。３００万円というのは、今、議員もご存じのとおり水回りを含めた改造資金が３００万円あれば何とか全額とまではいかななくても、その今の状況乗り越えていけるのではないのかと私自身も思っていましたけども、果たしてこのことによって、空き店舗を利用するという方がおられるかどうかということについては、何とも言えない状況の中でスタートを切ったっていうのは、何としても来てほしいという思いはありましたけども、スタートしたというのが本当のところであります。ですから１年たって利用者がいなかったと。これをこのままにしておくということはないだろうと。改めて、政策がもしそれが実行不可能な状況だとすれば、その原因を改めて貸し方のほうの意向もお聞きした中で、改めてやっぱり提案をしていくということを行政としてはやらざるを得ないだろうという点では、とりあえずは、年度当初の予算の中で同じように３００万円と上げていますけども、しかし、状況によっては年度途中か、あるいは次の年度になるかもしれませんけども、制度の抜本的な新しいものも提案していくということも十分あり得ますので、その点もまだ今のところ確信を持って私がこうするということを言える立場ではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○１０番（余湖龍三君） すいません私も選挙のことはよくわかんないんですけども、公約になるからだめとかどうとかっていろいろあるんでしょうかね。次期を担おうと思っっているんですから、こうしたいんだと言うのは別に構わないんじゃないかと思っていたんですけども、なかなか難しそうですね。

返答の中にもありましたように何としてもきてほしいと、やはり私も思います。街の中にうるおいをというか、もっと活気を戻すためには、やはり今の空き店舗の中にいろんな業種が入ってきて人を引きつけるような場所にしなければいけないんだと。それはもう商工会などとも、個人の店屋としても、町民の１人としても思うところあります。ましてや今回７月に新しいスーパーができて、先ほどの質問の中にありましたように新しい流れができ、一つの機会ではないかと、そういうふうにも私も思っていますので、ぜひとも何とか足がかりだけでもつけてほしいなと。７月までに本当は足がかりをつけて、各個人にしろ、商店にしろ、よその町から来て一旗上げてやろうという人にしろ、あそこに行けば何とかなるんじゃないのかと思えるような施策を打ってほしいなというふうに思っております本当に。そのためにもですね、私の理解が足りなくて申し訳なかったんですが、やはり今国が行っていますね地方創生に関しまして、何とか予算付けをした中で街の中に本当に今の空き店舗を利用した中で何かできないのかと。今は本当にそういう時期のチャンスじゃないかと思っていますので、そのことについては、この返答の中では現状として、そういうことだよというご返答しかなかったんですけども、やはり民間、商工会、そういうものを利用した中で、何かいい方法を考えていこうということで、そういうものを考えていけば何とか国の金を使いながら、そういうのができるんだということが今教えていただきましたので、そういう面では、行政として指導する立場にもありますし、進めていく上で何かいい方策をお考えなんでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 前回の議会でもご答弁させてもらいましたが、まち・ひと・しごとの創生総合戦略については、庁内のまずプロジェクトチームをつくりながら、改めてうちの町として、総合計画はもちろんですけれども、この計画で具体化していくことを急ぎ検討するという係長職を中心としたプロジェクトをつくっておりますので、当然、先ほど答弁させてもらいましたが、この地方創生の部分については、行政が店舗利用等々については難しい面はありますが、何とかその活用方法はないのかと。

それから、26年度の補正の中で一定枠を設けながら地方創生にかかわる予算措置が配分が出てきておりますので、私どもとしては、一つは、国からも要請がある例えばプレミアム商品券をかなり厚いものをこれは国と北海道と町が一緒になってやっていこうということを近々の臨時会でやらせていただこうと。

それから、当座はうちの町は子育て支援に関するとを優先的に政策提案を、臨時の補正についてはそういう提案をしながら、創生の事業費というか、補助金をいただこうと。もらえるものは皆もらおうという考え方に立っておりますので、余湖議員のおっしゃるようなことについては、改めて27年度以降のうちの町としての総合戦略の中で検討する事項の一つになっていくとは思っておりますのでご検討いただきたい。私どもも検討させていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） そうですね、地方創生の話が出てプロジェクトチームをつかったというお話までは聞いていましたけれども、その中で、もうこの時期ですから、新たな発想の中でのいいアイデアがもう出ているのかなということもあってお聞きしたんですけれども、実際にですね、心意気といいますか、町長の次期への表明の中にも、やはり農業と一緒に商業の発展がこの町にとっては必要なんだという明確な公約がございましたので、やはりそういう意味を考えますと次期の町長さんには、本当に商工業、商業関係にも経済的な面に対して非常に力を入れていただけるものと期待はしています。

ただやはり、これ今の話にありましたように、民間との協力というんですかね、そういうものの必要性がこんだけあるんだということになりましたら、やはり早い時期にですね、やはり来年度の予算だから来年の国に出すためだからゆっくりする話じゃなくて、やはり今、思っていることから順番にでもね、商工にしる、そういう商工じゃない本当の民間の何かに必要な良いアイデアがあるのでしたら、そういうものを投げかけていっていただいて、両方一緒になって活用していこうという方向付けは絶対必要だと思います。ですからそういう面では、積極的な投げかけをお願いしたいと思いますけれども準備はできていますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 現在進行形と言ったほうがいいんじゃないかと思います。実は先般、地方創生の部局の主査を町村会でお呼びして講演をいただいた経過があります。質問の中で私は1点だけ質問させていただきました。この地方創生の予算的な枠組みとしては片手落ちだという、ちょっと言い方悪いかもしれませんが、すなわちソフト事業であります現時点で、私は認定こども園を建設に当たって、公的な認定こども園の建設のために文科省、厚生労働省、内閣府等々走り回って結局はだめだと言われた。何としてもこの金をつけてもらわないと公立の認定こども園の予算を見てほしいということを言いましたけ

ども、結局は認めてもらえなかった。だから、地方創生はそういう意味でこの町にとっての子育て支援の要となっていくこの施設が省庁を超えて、こういったハード的な予算措置も必要なんだということを担当官にお話しましたら「同感です」と言われました。しかし「財務省が」という話で、政治的な圧力をかけてほしいというふうに言われました。この事業は石破大臣の言っている意気込みもさることながら、また、安倍首相の言っている意気込みもさることながら、まだまだ見えない部分がありますので、私自身も現実的に町の課題でこの町の活性化に創生に必要なものをできるだけ現実のものにしていく努力を職員とともにしていきたいというのが本当のところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） そういう意味の、大きな意味でのそういう努力ですとか方向づけはぜひしていただきまして、本当に先ほど言いましたように、一緒になって考えていかなければいけない民間にはボンボン意見を落としていただいて、一緒になってやっていこうということを言っていただければ、やはりそれに乗ってこないところはないと思います。皆協力的に一緒になってやっていこうという、やはりこんだけ町が疲弊してきていますし、やっぱり何かやらなきゃいけないということは、皆考えていることだと思いますので、ぜひ役場というか、行政が一番町の中では大きな企業でございます。先頭を走っていますので、ぜひいいアイデア、いい情報を提供していただいて、一緒になってまちづくりをやっていかなきゃいけないと思いますので、その点、その点というのは、来年度予算の話になるんじゃないかと思いますが、ぜひ努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

そのこととは別としまして、やはりとりあえず今年まだこれから新年度が始まりまして、やはり街の中にとりあえず一つの活気剤としての必要性というものをやっぱり考えていますので、先ほどこの中に私がお願いしていますように、空き店舗を利用した、とりあえず大きな改修じゃなくしても、水回りですとか、トイレ回りぐらいを改修をして、町が空き店舗を借り上げて、トイレ、水回りをセットとした中で、とりあえずそれぐらでしたらそんなにお金が大きくかかっていく話ではないと思います。試算からいきますと300万円から500万円の世界じゃないかと思いますが、そういうような本当に街の中の起爆剤としてのスペースの必要、これは早急な必要性を感じるんですけども、これは次期の町長になる方の公約の中に一つ入れてもらいながら考えてもらうというふうにいかないでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何人かというよりも、いろんなイベントをやった方からも個人的にも私のところに、行政が備品を備える、店舗を改築するというようなことができないかという要請があります。しかし、これは1店舗だけではないわけでありまして。すなわち、店のシャッターを閉じておられる店舗というのは何店もございますから、行政がそこで一歩踏み出すということは、それなりの理由づけと公平性とか平等性が求められますから、ここのところは貸し方の意向も商工会や商店街協同組合と詰めながら慎重に、やっぱり行政が改築をする、あるいはそういったことを設けるということは必要だというふうには私は考えていますので、ちょっと今の状況の中で軽々に発言はできないということをご理解い

ただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 軽々にはというのは、よくわかります。軽々じゃなくてしっかりと進めていただきたいと思いますけども、ただこれはですね、本当にどの店を選ぶとか、たくさんある空き店舗の中で何を選ぶとかっていうことはもちろん大事なことですけども、ただ、今後利用するにあたって、そういう条件のとりあえず今、コミュニティーもできる、販売もできる、何かそういうものができるようなものとしての活用ができるものというのは、数空き店舗ありますけども、ある程度絞られてくるんじゃないかと思うし、その検討というのは、そんなに難しいものじゃないんじゃないかと思います。私はですからそのことよりもやはり、とりあえずじゃあそういうことをスタートして起爆剤としてそういうものを1店舗そういうものを買ってもらえることによって、他に大きい小さいはあるそういう空き店舗についても、やはり借り手が現れて、その300万円、300万円かどうかわかりませんが、せっかくつくったこの補助金の制度も活用されていくんじゃないかということを思いますので、やはりそういう検討もしてもらい商工会と相談したり、いろいろな活用の道はあります。相談はありますけども、ぜひとも今年度早い時期に、できればラッキーが出てくる前にそういうもののかたちを見せてほしいと思うんですけども、再度お願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっとずれますけども、空き店舗が、空き店舗というよりも、空き家住宅がどうして倒壊寸前なり非行が起きるという状況なのに、我々が取り壊しをできなかったかという、このデリケートな問題というのはあるわけです。すなわちいかに廃屋に近いものであっても、権力を持って、国といえども、地方自治体といえども、勝手に壊すことはできない。すなわちそれは所有権の問題であります。だから今回それを認められたと。壊すことは、もう状況によっては壊していいよということは、それは、かなりもっと厳しい問題というのがあると思いますので、同じように店舗をうんぬんということは、個人の財産に手をつけるということとご理解をいただかなきゃなりませんから、私自身が、あそこの店とか、ここの店ということはまだまだちょっと言える状態ではありませんので、全体的に皆さんがどんなふうにお考えなのかということを中心に把握した上で行っていくというのが私は大切なことだというふうに思っておりますので、ここはちょっと慎重にさせていただきたいと。決して消極的にということではありませんけども、個人にかかわる問題ですので、慎重にさせていただきたいということでのご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） そういう慎重に、もちろんいろんな条件等あると思いますけども、ただ、はっきりしているのは、はっきりしていると言ったらまたこれ語弊があるのかもしれないけども、空き店舗になったお店は別に空き店舗になりたくてなったわけじゃなくて、世の流れ、人の流れの中で、致し方なく空き店舗になってしまったと。ですから、これは意向調査というのをやってもらえば、きっと皆さん使ってほしいと、使えるものなら使ってほしいというのが一番の意向だと思います私は。ですから、そんなに大変な意向調査にはならないと思いますので、ぜひともそういうものを早急な段階でやっていただいて、何とか活用できる道を早めに、早く早く一步でも早くそういうものを進めて行かなければ

れば、これまた意味のない話になってしまいますので、もちろん将来的には、まだ何十年もまだ訓子府は存在する店屋もあるんでしょうけども、やはりここでとらえる1カ月、2カ月、半年というのは、やはり後になっていろんな面でひびいてくる場面等もあると思いますので、そういうお考えがあるのであれば、早いうちにこういうものは進めていただいて、ぜひとも起爆剤的な、そういう施設の設置というのは希望するところですので、よく考えてもらって早急な対処をお願いしたいと思います。

ついでじゃないんですが、あわせて言わせていただきますけども、これは聞いていいのか悪いのかわかりませんが、聞いてだめでしたら議長止めてください。

ここで今私が話題にしましたのは、空き店舗の補助金の話なんですけども、実際に住環境リフォームのお話は予算の中にはなくて、これもやはり政策的なもので、町長は考えていらっしゃるのかと思いますけども、ただ、今、訓子府の町の中では、商店街に関しましても、住宅リフォームと空き店舗政策、それと店舗改修ですね。この三つというのがやはり3本柱としてあるような気がしますので、その1本が今後どうなるのかということをよくしなければお伝え願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 早く早くということはよくわかります。私の慎重にということもわかっていただいていると思いますので、これは商工会、商店街協同組合と十分な検討をさせていただきながら、おそらくは今回の継続で出している300万円については従来踏襲というかたちで出していますので、新しい制度を行うとすれば、27年度中のいずれかの見直しを含めて、早期にできるかどうかという検討をしていかなければならないというのは事務的なレベルの話が一つであります。

それから、住環境の予算については骨格予算でございますので、前にもお話ししましたように反省すべき点は反省する。改善するものは改善して、そして新たなスタートを6月に新町長から提案をするというような考えでございますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田彰君） 当初予算、骨格予算、先ほど町長のほうから言ったプレミアム商品券等の地方創生の平成26年度の補正予算とバラバラになっている部分があるので、今の状況ですが、まだ事前のご説明をしていない部分がございますけれども、地方創生関係と地域生活支援型ということで、国のほうで補正予算が2月に可決されてございます。その中身は、先ほど町長申し上げたプレミアム商品券が消費喚起型ということで1件、それと当初予算にはなくて、今、余湖議員言われた継続して進めております住環境リフォーム、これも消費喚起の中に入れていく予定で現在おります。そのほか町長が申し上げた子育て支援を中心にした、既存当初予算の事業も含めた事業を次期、多分、臨時議会のほうでご提案申し上げるようなかたちになりますので、ご理解いただきたいと思います。基本的には26年度予算で繰越明許というかたちをとりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 再度もう1回。

○企画財政課長（伊田 彰君） 本体の地方創生の地域版総合戦略計画につきましては、27年度中の策定を求められておりまして、27、28、29、30、31年まで5年間の事業ということですので、そういった意味では、先ほど言われていた空き店舗の部分等々につきましても、27年度の計画の中で策定してまいりますので、策定に当たってはまた

議会ともご相談、ご協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 確認になるかと思いますが、住環境リフォームというのは、要するに骨格の中には載ってないですね。それで店舗改修とこの300万円については載っていますから、その3本柱といったその1本が補正予算で前年度並みの金額を保障するという事でよろしいですか。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今の3本柱の部分なんですけども、店舗改修と新規出店につきましては、昨年度、新規事業、26年度の新規事業ということで、向こう5年間にわたって継続的に支援をしていくということで、要綱の中で決めましたので、そういった意味では、骨格予算ですけども、継続的に実施するという事で今回当初予算、それと住環境リフォームにつきましては、3年ほどやっておりますので、当初より26年度終了ということで要綱等についても計画してございました。そういった意味では、再度強い要望も商工会のほうからいただいておりますので、一度は骨格予算の中に入りましたけども、今回、国の交付金が充当できるということもございますので、先ほど申し上げたとおり26年度補正で提案をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） よくわかったんですね。金額はどうなんですか。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田彰君） 申し訳ありません。ちょっと答弁漏れしておりました。

金額については、昨年度並みの金額で、商工会の要望額ということで押さえさせていただいています。

要件につきましては、下限の部分が従来、補助金が4万円、事業費20万円というところを事業費10万円、補助金2万円ということで、広く薄くも含めて実施したいというふうに現在、提案を考えております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） それでは、そこまで教えてくれたので、ついでに商工会の要望の中にもあったんじゃないかと思いますが、3年間でひと回りということで、今年度やるものについては、もう一度といいますか、前回使った方も使えるようなかたちというのは生きているのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 現在検討中です。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） ぜひ、もう本当に3年やりましてね、前にやった方も使いたいという気持ちもありますし、これは経済政策ですので、やれる方、幅も広がりますけども、やる意思のある方にはやっていただいたほうが良いと思いますので、ぜひそのような方向性でお願いしたいと思います。

もう時間もありませんので、総括みたいな格好になりましたけれども、ぜひ先ほども言いましたように訓子府にとって行政というのは一番大きい企業であり、リーダーシップをとる全く大事な組織だと思います。勝手に物事を進めないで下のほうと町民と商工とそう

いう業者といろいろな方と対話しながら進めていくことの必要性はありますけども、確かにありますけども、その対話が先になってしまうと物事遅れてしまいます。やはりある程度の情報、提案を町がしっかりしたものを持って方向づけをした中で、そういう町民ですとか、商工会ですとか、農家の団体ですとか、いろんなところと相談して、やはりスピーディーに、スピーディーにしかも受ける方が納得できるような中たちの中で物事を進めていっていただきたいと思いますので、我々が言ったことを町が言うことを聞いてくれという話ではなくて、やはり一緒になって進めていくということの大事さはあると思いますので、そういう面では、今やっていることもいいと思いますけど、もっとさらにそういう意味では考えてやっていただきたいと思います。

最後なんですけどもラッキーが出てくるということがいろんなことの刺激剤になって、今、町民にもそれぞれの思いがありますし、商工の物販の方にもいろいろな思いがありますけども、やはりこれは私も前にも言いましたけども、やはりこれは一つのチャンスであると、すべてチャンスであると、そういうふうに考えて、やはり一歩前に出るための施策を今一緒になって考えていけば、まだまだ訓子府に可能性はありますので、ぜひともいい指導をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 10番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで、午後2時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、1番、小林一甫君の発言を許します。

1番、小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 1番、小林です。今回は2点にわたりまして、通告書に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、学校区範囲について、教育長にお伺いをいたします。

文部科学省が、中央教育審議会の分科会を開き、小中学校の統廃合の検討を自治体に促すため「手引き」を提示し、スクールバスの普及を踏まえ、学校区の範囲を「通学時間1時間以内」という目安を示しました。

複式学級が存在する小規模校については「教育上の課題が極めて大きい」として、学校統合を速やかに促す方針であるが、このことは学校統合の問題だけでなく、地域の疲弊にも直結する大きな問題になっていきかねないと思います。

そこで、文科省の「手引き」に対して教育委員会の見解・対応を伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「学校区の範囲に関わり、文科省で示した『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き』に対しての教育委員会の見解と対応について」お尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず「手引き」が策定された背景ですが、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいとし、昭和30年代に当時の文部省では「小中学校規模を12学級から18学級、通学距離を小学校4km以内、中学校6km以内を標準とすることとし、ただし書きとして、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない」と、学校の適正規模と通学条件を定めたところであります。

これら通達に基づいて、各市町村では、それぞれの実情に応じて学校の統廃合を進めてきましたが、ここに来て、我が国の人口は、平成20年をピークに人口減少局面に入り、少子化も一段と進んできたことから、その速度は増し、この10年間で全国の小中学校の1割にあたる3千校を超える学校が統合されております。

一方では、標準規模に満たない学校も半数存在しており、都道府県や市町村の中には、国に対して参考となる資料の提供や優れた先行事例の提供を求める声も上がっております。

こうした中、文科省では、昨年、幅広い教育関係者の意見聴き取りや全国実態調査を実施し、本年1月、約60年ぶりに学校統廃合に関する手引きを策定したところであります。

その手引きの内容としては、標準規模を下回る程度に応じて、教育上の課題を考えていく必要性を指摘し、学級数に加え、1学級あたりの児童生徒数、学校全体の児童生徒数、将来推計など総合的な検討が求められるとしております。

また「集団活動・行事の教育効果が下がる」「クラブ活動や部活動の種類が限定される」など、小規模校のデメリットについても検証し、その上で、望ましい学級数を小学校では全学年でクラス替えが可能となる「1学年2学級以上」、中学校は免許外指導をなくし、すべての授業で教科担任が学習指導をするため学校全体で「9学級以上」とする目安が示されました。

通学距離については、現行の小学校4km以内、中学校6km以内を踏襲しながら、スクールバス導入なども考慮し、新たに通学時間について「おおむね1時間以内」を目安として設定しております。

これらの考え方にに基づき、標準規模を下回る学校について、小学校では4区分に、中学校では5区分に分けて、規模別で「対応の目安」を示しており、本町の小規模校である居武士小学校については「学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題があり、学校統合等により適正規模に近づけることを検討する必要がある。統合が困難な場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの緩和策を積極的に検討・実施する必要がある」という、おおむね複式学級が存在する学校規模との位置付けとなっております。この手引きは、学校統合の適否を検討する際の一つの参考として示されたもので、国は、学校統合や存続はあくまで学校設置者である市町村が、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものであるとする考えを示し、手引きの中でも「学校適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではなく、保護者及び就学前の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ることを基本とする」とされております。

議員ご指摘のとおり学校の統合は、地域の疲弊にも直結する大きな問題であり、教育委員会といたしましては、この手引きを踏まえながらも、機械的に適用するのではなく、従前の考え方にに基づいて、保護者や地域住民の主体的な意向を尊重していく考えであります。

現在、居武士小学校では、保護者が中心となり学校の将来について、真剣に話し合いを進めている段階であり、教育委員会といたしましては、町とも連携を密にしながら、検討の推移を見守っていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、教育長からご答弁がございました。中身につきましては、昨年の12月、第4回の定例の中で佐藤議員が統廃合についてご質問をされておりますので、中身については十分理解しているつもりでございます。

それで、参考までにお聞かせいただきたいと思うんですけれども、仮に統廃合が進んだ場合、本町において、通学1時間以内の目安は、現在スクールバスで送り迎えをしている^{はんちゅう}範疇の中で、大谷地区、日出地区が入っても十分に余裕があると考えているのかお伺いをいたしたい。

それともう1点、現在使用しているスクールバスもかなり老朽化されておりますので、早急に更新しなければならない台数、また今後、多分第6次総合計画の中で策定されると思うんですけれどもその辺の部分がわかれば教えていただきたい。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 2点質問いただきました。

まず、通学の1時間の関係なんですけれども、現状でも中学生は通っているということがありまして、今でも1時間以内ですので、仮に居武士小学校の方が乗ることになったとしても1時間以内ということは達成できるということでございます。

それとスクールバスにつきましては、一番古いので今、緑丘線に使っているのが平成5年のバスなのでもう相当たっております。これについては、かなりやっぱり仕様としては、観光バス仕様なものですから、2,700万円ぐらいする立派なバスですので、非常に故障しないようにと祈っているんですけれども、それについては、うちについては委託業者もかなり毎日点検していますので、今のところは、とりあえずは丈夫に走っているということですが、今後も整備を重ねながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 1時間以内の関係につきましては、まだ余裕があるということでもありますので、理解をさせていただきました。スクールバスについてもかなりの高額な金額が更新のために必要だということで、今後いろんな場面で更新についての協議はされていくと思いますけれども、通学に支障のないようにしていただきたいなというふうに考えます。

それとあと最近新聞報道の中でも、コミュニティスクールということが大きな見出しの中で報道されましたけれども、この中身について、少しお伺いをいたしたいと思います。政府の教育再生実行会議で、すべての公立小中学校に地域住民が学校運営に参加するコミュニティスクール学校運営協議会の導入を求める提言がされました。これは学校がまちづくりの拠点として、地域活性化に大きな役割を果たすことをねらったとありますけれども、前段の手引きとは、私の考えでは多分相反する部分もあるのかなというようなことを考えております。このことに対しまして、教育委員会としての見解をお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、コミュニティスクールの関係で、先般の国の教育再生実行会議の中での提言の中で、全公立学校でコミュニティスクールを設置する提言がなされたということでございます。この制度そのものは、平成16年の地方教育行政法を改正して導入されたということで、議員おっしゃるように地域住民や保護者の考え方を反映させた学校運営協議会というものを設けて、学校運営の基本方針や、その意見を述べたりできるというような制度となっております。しかし、今、全国での学校自体での普及率で申し上げますと全小中学校3万校のうち全国1,800校ぐらいですので、約5%程度しか普及していない。道内におきましては、1,740校のうち6校だけということでございまして、聞いている範囲では、地域的な偏りが非常にあるというふうに聞いております。

こうした中で、訓子府町の教育委員会としても、こういうところの新たな制度でもありますので、今年度の教育委員の研修で視察を行いまして、北広島市の西部小学校と西部中学校というところで、このコミュニティスクールを全道の先進的な事例を行っているということで、教育委員と私も行きまして、研修をしてきたところでございます。

位置付けとしては学校の応援団であるとか、その地域がもともと地域として学校としての応援体制がなっていたということがあって、コミュニティスクールに移行したというようなかたちになっております。

このコミュニティスクールだけではなく、うちの中でもあるんですか、学校支援地域本部、いわゆるスクールサポーター制度というものがございまして、これは地域住民などが参加しながら学校支援をするという方法で、そのとこで言えば、私どもも平成21年度より、学習の補助なり学校の教育環境整備などで、今年度で申し上げますと年間30回で延べ200名弱の延人数のスクールサポーターが学校のそういう学習支援に関わっているということで言えば、管内的には非常に活発な活動が行われている状況でございます。

いずれにしても、国の制度としてのコミュニティスクールでございますけど、やはり私自身、教育委員会で思ってますのは、地域の学校自体が学校の役割だけでなく、地域のコミュニティーの核となる部分もございまして、今後は国の制度なり、開かれた学校づくりを含めながら、この制度を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、道内の実施している学校数6校ということでありまして、まだまだ始まったばかりなのかなと思います。将来的に非常に何といいますか、今まで実施してきたスクールサポーターシステムとあまり変わらないというようなことでありますけれども、本町として、これからこの部分を大々的に導入していくというような考え方はあるのかどうかなんですけれども、今の段階では、スクールサポーターシステムと連動しながら、将来に向けて取り組んでいくというようなことなのかなと思いますので、私もこの部分については、勉強が少し足りないのかなと考えております。

今回で私も一般質問は議員としては最後の場面でありますので、ちょっと質問の内容が何というか、追求できないというか、そういう部分もありますので、また機会があればお伺いをさせていただきたいと思っておりますけれども、今回はこの程度で、この部分については、質問を終わらせていただきたいと思いますけれども、一つだけお伺いしたいのは、この運営協議会のメンバーはどのような構成を考えているのか。

もう１点心配なのは、こうした民間の、民間といいますか一般の人たちが教育行政に入ってくることに對して、現在は少し声が小さくなってきましたが、モンスターペアレントの關係が、コミュニティスクール制度が導入されると再燃してくる可能性も出てくるのかなと心配しているところでもあります。これは老婆心で申し上げるんですけども、これは具体的な対応を今何か考えていることがあれば、若干ご説明いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど申し上げたように、例えば全国的なコミュニティスクールの關係での運営協議会ということでの關係だと思えますけど、教育委員会が設置して運営協議会を各学校に設けるという制度でございまして、いろんな方式があるように先進的な事例の中では聞いております。それで運営協議会のメンバーとしては、先ほど申し上げたように役割としては、学校の、例えば学校長がつくる運営方針に基づく基本方針を承諾したり、それらの学校運営に関する意見を述べたりできるというような内容になっておりまして、今でもやっておりますけど、例えば学校評議員さんがその運営協議会のメンバーになったり、あと地域の代表する方々が、その運営協議会に入りながら、地域として学校を応援していくというかたちになっていくことになりますので、より一層学校と地域が一緒になった学校運営が図られるということで言えば、先進地で言えば非常に活発な活動が行えるというふうに聞いておりますので、今後、本町としましても、先ほど申し上げました学校支援地域本部が下地としてありますので、それらを含めた中で今後、国の動向なり、管内的な状況も踏まえながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○１番（小林一甫君） わかりました。それでは、この問題につきまして、最後に通告はしておりませんが、町政にも関連があると思っておりますので、町長にお伺いをいたしたいと思っております。

手引きでは、小規模校の課題が多く指摘されておりますけれども、小さな学校だからこそ地域との結びつきが強いなどと教育上の効果を訴える地域住民の方の声も多いと思えます。特に、居武士小学校は地域の拠点であり、地域と一体になった存在であると思えます。この学校の範囲を広げることに對してと対象学校が地域の核として存在している場合、統廃合については、地域住民の意見を配慮するとありますけれども、３期目に挑戦する町長として、教育行政に對して何か考えるものがあればお伺いをしたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私は今回の答申で文部科学省は、地域の１学年１間口を切る状況のような学校は統合をある意味ではしなさいというような強い意見が出るのかとも思っていました。しかし、さすがに文科省も歴史を踏まえて、地域住民の声や親たちの声を尊重して慎重に進めていけというような考え方でありまして、私は全くそのとおりだということふうに考えております。現状においても、飯田委員長を中心にしながら教育委員会が相当慎重に居武士小学校の統合等は考えているようでございますし、また一方で学区を超えて従来のように実郷の一部を居武士小学校校区に入れるとかいろんなことも過去にはあったようでございますけども、その点でもかなり現状では難しい実態ではないのかと。とする

と、私は学校を運営しております子どもたちの親たちが全体としてコンセンサスを得る状況を受けて、私たちは教育行政、あるいは町長としてこれからの町長も未来に向かっての方針を決定していくというのは妥当なところではないかなと思っていますので、この点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） わかりました。町長も3期目の挑戦ということで、いろんな面で訓子府町のために考えている部分があると思います。最後になりますけれども、地域の活性化と子どもたちの教育環境を守るため、次期町長の手腕をご期待しまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、スポーツ施設の利用増について、教育長にお伺いをいたします。

近年、本町にあるスポーツ施設を利用する人たちが少なくなっておりますけれども、施設の利用増につながる具体策があれば、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「スポーツ施設の利用増につながる具体策について」お尋ねがありましたのでお答えをいたします。

本町のスポーツ施設は、少子高齢化に起因する人口減少、社会環境が変化する中で、スポーツ志向が多様化したこと、さらには、愛好者の固定化などにより、町内におけるどのスポーツ施設も利用者数は減少傾向にあります。

主なスポーツ施設の利用状況につきましては、スポーツセンターは、昭和53年に開設し、昭和60年代には、中学生の部活動で毎日利用されたこともあり、年間約4万人を超える利用があったところです。その後は3万人前後で推移しておりましたが、徐々に利用者数は減少し、最近の利用状況を見ますと団体利用者数は、大きく減少しておりますが、少子化やスポーツ少年団、部活動への加入率が高まったこともあり、特に小中学生の個人利用が減少し、平成25年度には2万3千人の利用者数となっております。

温水プールの利用者数では、平成7年のオープン当初は、年間4万人の利用がありましたが、年々、児童・生徒の個人利用が減少した影響で、現在はピーク時の半分の2万人程度の利用となっております。

屋内ゲートボール場の利用では、平成元年にオープンして以来、現在まで安定的に約1万5千人の利用で推移しております。

設立当初、ゲートボール協会の会員数は現在の約4倍の300人を超えており、屋内ゲートボール場で利用できる人数が限られていたことから、夏の期間は屋外ゲートボール場と併用し、工夫しながら多くの愛好者が利用していたところです。その後は会員数が徐々に減少し、現在の会員数は約80名で全員が年間を通じて、屋内ゲートボール場を利用しております。

常呂川の河川敷地にあるパークゴルフ場の利用については、平成3年にオープンして以来、パークゴルフ人口の増加に伴い、コースを整備拡張し、6コース54ホールを整備したところです。

平成16年には、年間2万5千人の利用がありましたが、平成20年から利用者数が減少傾向となり、平成26年には1万3千人となり、この10年間で利用人数が半減しております。パークゴルフ場の利用者の減少は、本町のみならず、隣町の置戸町や近隣市町村

でも同様の傾向とお聞きしております。

その他のスキー場・スケートリンクなどのスポーツ施設も同様に利用人数が減っております。

このように本町におけるスポーツ施設の利用状況は少子高齢化や情報化、さらにはライフスタイルの多様化などにより、利用者数は年々減少傾向にあります。

次に、施設利用者を増やす具体的な取り組みについてですが、特に高齢者の愛好者が多いゲートボール、パークゴルフについては、愛好者が徐々に減少したことや固定化の傾向にあることから、今年度それぞれの協会と協力・連携して、教育委員会主催のスポーツ教室を開催し、愛好者を増やすための取り組みを行ったところです。

今年度の教室の参加人数は決して多くはありませんでしたが、参加していただいた方々からは「楽しかった。上達することができた。」などの評価をいただいたところであり、これからも多くの町民が参加していただくように取り組んでまいります。

近年は、これまでの既存のスポーツ団体に属さないで、個人で健康増進のため、ウォーキングやジョギングなどを楽しんでいる方々も多くおります。また、スポーツ志向の多様化により、子どもや高齢者がダンスを楽しむなど、新しいスポーツ種目に親しんでいる個人や団体も見受けられ、これらの団体や愛好者と協力し、スポーツサークル化を図るとともに、新しい軽スポーツ運動の取り組みなども普及してまいりたいと考えております。

高齢者の健康維持・体力づくりのために、スポーツ推進委員と連携を図りながら、老人クラブなど高齢者が集う場所に出向いて、気軽に参加してもらう「巡回スポーツ教室」の実施や福祉関係機関と連携し、若がえり学級生徒にも参加していただきながら、健康維持・介護予防の観点から「シニア健康教室」を開催するなど、高齢者が運動を通して健康づくりに励んでもらうことを目的とした取り組みを実施していくこととしております。

このようにスポーツ普及、スポーツ活動の受け皿として、さらには健康維持・介護予防といった福祉の視点に立って、町民の多様なニーズに対応できる施設づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問のあった件にお答えさせていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、教育長から利用者増につながる具体策について、いろいろとご答弁をいただきました。

この近年、高齢化の影響か、やはり興味が薄れたのか、少し利用者がどの施設でも減っているようでございますけれども、私は何といいますか、パークゴルフしか知らないという、そういう人間でありますので、ほかの例えばゲートボールなり水泳なりという部分については、ほとんどわからないというのが本音であります。そうした中で、私がいろいろとグループなりそういう協会なりに入っていると何年かの中で体験させていただいた部分で再度何点かご質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、パークゴルフばかり言うと立場上わかり得たことをくどくど申し上げても問題があるかと思いますけれども、やはり利用者が少しでも増えてもらうためには、どうしなければならないかというようなこともグループの中では話はしております。また、来年は開基120年の年に当たりますので、そうした節目の年を利用者増につなげるためにはということでもいろいろとみんなで

考えているところでありますけれども、大きな大会を企画することは、やはり利用者増につながっていくのかなと考えております。また、年に1回、10月に町民体育祭大会が計画されておりますけれども、町民体育祭大会である以上はやはり町が主体となって運営をすべきではないのかなというような考えもメンバーの中では出ております。大会が今まであったわけでありますけれども、その中で大会に参加している方から「何で町の関係者が大会に出てこないのかな」というようなきつい意見も出ておりますので、もしもこれからの大会の中で、何か都合が悪いときはよろしいでありますけれども、なるべく参加をしていただきたいと思います。このことについて何かございましたらお聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課業務監。

○社会教育課業務監（元谷隆人君） ただいま、2点ほど質問があったかと思えますけど、まず、後段のほうの町民体育祭の件についてお答えさせていただきたいと思えます。

町民体育祭については、体育協会と教育委員会が共催、主催というかたちで行っています。その内容の種目については、そこに体育協会に関わっている今現在11団体なんですけど、11団体が一般町民を対象とした大会、競技大会をやるということで、企画の段階から体育協会のほうが主体となってやっていたいものがございます。教育委員会はこういった立場にいるかといいますと、一応主催ということでもありますので、料金が無料化になるとか、使用料がかからないとか、そういったことになっております。出席するしないという話ですけども、各単協から開会式に来てくださいということになりましたら、それは喜んで行かせていただきたいと思いますし、それはしたいと思っています。

ただ、運営のほうがすべて教育委員会ですということになりますと、それも一つの方法としてあるのかもしれませんが、やはりそこにいる団体がやはり企画から何かすべてをやっている、その大会を盛り上げてもらうということが非常に大事なことだと思いますし、協力はさせていただきますけども、できれば両者連携しながらやっていきたいというのが考え方であります。

それから、最初の大きな大会を開くと利用人数が増えるのではないかという話ですけど、それはもう当然のことでありまして、大きな大会を開きましたら、そのためにやっぱり狙っている人たちは練習しますから、確かに利用者が増えるということはあるかと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） わかりました。利用者を増やすためにはどうしなければならないかということで、いろいろと具体策が出されておりますけれども、最終的には、誰が真剣になってやはり人集めをするのかというようなことに尽きると思うんですけれども、現在協会が主体となって大会を開催しておりますけれども、協会の人たちもかなり高齢になってきております。できれば教育委員会あたりの若い人たちが出ていただいて、大会の運営に協力していただければ、また違うのかなというような考えをしております。

それとちょっと話がずれますけれども、パークゴルフ場はもう最近非常に夏の高温の影響で芝生が傷みます。この中で他町村から来られる人たちから「こんな枯れた芝でコース料をとるのか」というような声が聞かれるようになりました。芝生の維持のためには毎年散水作業に苦勞されておられますけれども、散水作業が簡単にできるように、例えば堤防の本当の下の方に本管配水といいますか、灌水の本管を設置して、そこから散水できる

ようなそういう対応をすれば、いつでも水をまけるんじゃないかな。芝生があまり痛まないうちに散水をしていけるのかなというようなこともやはりメンバーの中では出ております。このことは、芝生を守るということは、対外的に訓子府の芝がすばらしいからぜひ来てくださいというようなPRにもつながっていくのかなと考えておりますけれども、その辺について、何かこれといった具体策があれば教えていただきたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） パークゴルフ場に関する部分で議員のほうからご質問いただいて、確か12月の議会だったと思いますけど、同じようにパークゴルフ場の維持管理の関係で、小林議員のほうからご質問いただいたところでございますけど、まず、前段の元谷業務監からお答えしましたように、大会の運営の協力の関係でございますけど、先ほど申し上げたように、大会そのものを運営するに当たり、やはり主体的な部分は、やはりその協会なり団体さんのほうでやっていただくというのが主体的な部分だと思っておりますし、ただし、そこで教育委員会がどこまで手伝えるのかというところは、またいろいろご相談させていただきたいと思っております。ただ、ほかのスポーツ団体なり協会、それぞれ管内大会なり、主催している部分もありますし、確かに小林議員おっしゃるように高齢化とか人数の問題もありますけど、主体的には協会なり団体のほうで主体的にやっていただいて、そこで教育委員会としてどこまでお手伝いできるかというところで、ご理解をいただきたいと思っております。

また、パークゴルフ場の芝の管理の件でございますけど、先般の議会でもお答えしたように、うちの教育委員会としましては、不確定要素である天気を見ながら、天気予報を予測しながら適期に水をまいている状況でございまして、それと議員おっしゃるようにうちのパークゴルフ場の水そのものの自体の確保が非常に難しい状況でございますので、少ない水量の中でいかに効率的に散水するか、また、パークゴルフ場が河川敷にあるということで、保水性が非常に悪い状況である中で、前回の議会でもお答えしたように、枯死をしないような状態で散水している状態だということで、確かに利用者さんには、ご不便を非常にかけているという状況では、大変ご迷惑かけているというところではお詫びしなきゃならない状況ですけど、教育委員会としてはできる限りの中で、今、芝の維持管理に努めているところでございます。

また、提案のありました例えば、配管をしてすぐまけるような状況というところでございますけど、6コースあるうちに、水が上がる揚程の問題もございまして、上のコースにはまけない状況があります。下のA・B・C・Dのコースであれば、今の水源の中でまけることあるんですけど、ただ、配管をしてですね、例えば埋めたりするということになれば、そこは河川敷地の中ですので、その辺の許可がおりるか問題もございますので、その辺も含めながら、ご意見としては承っていきたいと思っておりますけど、今後も、適正な芝管理に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、芝生の管理についてと大会の運営についてのご答弁をいただきました。

大会につきましては、いろいろと仕事の都合もあろうかと思っておりますけれども、ぜひこちらの要望に対してご理解をいただいてご協力をいただきたいと思います。これは協会の会長をやって

るから立場上どうしても申し上げておかなければならない。そんな場面もございますので、ご理解いただきたいと思います。

それとここ何年間、公認コースの関係でお願いをしていた経過がございますけれども、現在この公認コースに向けての方向付けはされているのか。ぜひ伺いをいたしたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 公認コースの関係で、大会の関係もあって、やはり広く、訓子府のパークゴルフ場として公認コースをとった中で利用者増が図れないのかというご質問をいただいた中で、新年度予算の中で、まだ採決を受けていませんので、そのことが確定すれば予算執行となりますけど、新年度予算の中で公認コースの経費については提案しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1 番（小林一甫君） わかりました。予算執行につきましては、予算が認められなければ、だめだということでありますけれども、99%予算がつくのかなと一安心しております。この案件につきましては、協会としても、何年か役員会の中で論議させていただいて、ようやく実現をするということで、ほっとしております。

最後になりますけれども、スポーツ施設の運営につきましては、町民の人たちの健康増進を目的に運営されておりますので、是非を問うものではありませんけれども、できる限り利用する人の立場になって、いろんな面で考慮していただきたいと思います。

私の最後の一般質問になりますけれども、教育長に対して総体的に、本町のエデュケーションはこうあるべきだというものがあれば最後に伺って、質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、スポーツ施設の利用の関係については、議員おっしゃるように利用される方の立場に立って、今後も協会なり利用者さんと懇談を深めながら、利用者増に努めてまいりたいと思っております。

また後段の部分については、私のエデュケーションというご質問でございますけど、私自身いろんな議員にお答えしていますように、やはり私の町自体での例えば、町立での子育て支援センターから義務教育までは町立の中でやっていますので、一貫した教育がもてるんじゃないかということと、困った方がおられれば、それなりの継続した支援が行えるというのが私たちの町の特徴であり、それが今度、来年ですか、今、整備することも園の中でその辺がある程度の環境整備が整うということで、今後は人的な部分もソフトも含めて、その辺を完成した後は子どもが喜んで、その親が子育てしやすい環境をつくるというのが、これからの私たちの使命だと思っておりますので、その辺をご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1 番（小林一甫君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 1 番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、午後3時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時 1分

再開 午後 3時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、3番、西山由美子君の発言を許します。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。

この町で老いても病んでも安心して暮らせるための福祉政策について、町長にお伺いします。

「住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち」「みんなが笑顔で共に支えあうまちづくり」これは私たちの町の「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」そして「障がい福祉計画」の基本理念です。

町民の誰もが願う、ごく当たり前の幸福理念だと思います。「福」も「祉」も「幸せ」を意味します。どこかの小さな国のように人口5千人弱の小さな町が「幸せな町」として、各計画に基づいた、きめ細やかな政策と対応をしていただけることを願いながら、今後の具体的な方針や施策について、町長に伺います。

1点目、高齢者に関わる第6期保健福祉計画と介護保険事業計画の具体的内容について伺います。

イ) 介護保険制度の改正について今までとどこがどのように変わるのか、主な項目を具体的な事例にて伺います。

ロ) 在宅と施設の中間的な地域密着型サービス事業所として「通える」「泊まれる」「住める」宅老所などの必要性を感じますが、町長の考えは。

ハ) 認知症や介護認定を要する人たちに、わかりやすい情報の提供、相談体制の充実やサポーターの活用などを今後、どのように取り組んでいきますか。

二つ目として、心身に障がいを抱える人のための福祉計画と具体的内容について伺います。

イ) 福祉計画は3期9年目を終え、4期目に入りますが、今までのサービス利用実績から見える課題は何でしょうか。

ロ) 今後、計画を進めていく上で、それぞれの障がいに合ったサービスの情報をわかりやすく知らせる工夫が大切と思いますが、どう考えますか。

ハ) 障がいを抱える子どもたちの訓練などの通所状況と支援体制はどのようになっていますか。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、「この町で『老いても』『病んでも』安心して暮らせる福祉政策」について、大きく2点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「第6期介護保険事業計画の具体的内容について」のお尋ねでございます。介護保険制度の主な改正項目につきましては、サービス給付関係では大きなものとして3点となっております。

一つは、介護度の低い「要支援1・2」の対象者について、介護保険本体の予防給付が

ら、訪問介護と通所介護が対象外となり、対応するサービスについては、市町村が介護保険財源を活用して実施する地域支援事業に再編成すること。二つ目に、個別のサービスでは、通所介護事業所の機能改革があり、特に定員10人以下の小規模型については、地域密着型サービスへ移行されること。三つ目に、特別養護老人ホームの入所対象者を、原則「要介護3」以上にすること等です。

本町への影響についてご説明しますと、一つ目については、本町の「要支援1・2」において、訪問介護と通所介護サービスを利用している給付割合は、介護を含めた給付費全体の約2.3%となっており、この分のサービスについて、町が実施する「新しい総合事業」に移行することとなります。

この「新しい総合事業」の内容は、市町村の裁量となっており、今後「新しい総合事業」へ移行する平成29年度までに、検討が必要な課題となっております。

二つ目の通所介護事業所の機能改革につきましては、本町では「静寿園」と「はるる」でサービスを行っておりますが、「はるる」については小規模型となっており、地域密着型サービスへの移行が考えられております。

また、介護報酬単価の見直しの関係で、預かり機能に特化したサービスは、単価を低く抑えられることが示されておりますので、町内の事業所にも影響が出るものと思われます。

三つ目の特別養護老人ホームの入所対象者を、原則「要介護3」以上にすることにつきましては、本町の静寿園の入所者の状況としまして、「要介護1・2」の方が10人程度おりますが、これらの方は、病院から退院と同時に入所された方で、入所時には「要介護3」以上であり、入所後に介護度が改善したものでありまして、実態としては入所時に通常「要介護3」未満の方はいない状況となっておりますので、影響は少ないものと考えております。

その他、保険料の関係では、所得段階の増設と合わせて、低所得層の軽減が図られること、サービス利用者負担の関係では、一定の所得以上の利用者の負担割合が、1割から2割になることや、施設利用の際の居住費と食費負担について、一定額以上の貯蓄がある方の補助が廃止されることなどが盛り込まれております。

次に、宅老所の必要性についてですが、宅老所は一般的には、民家などを活用し、家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの生活リズムにあわせた柔軟なケアを行っている小規模な事業所と言われております。

また、利用者も高齢者のみに限っているところがある一方で、障がい者や子どもなど、支援の必要な人すべてを受け入れるところもあり、介護保険法や自立支援法の指定事業所になっているところもあります。さらに、利用者からの利用料だけで運営しているところ、あるいは両者を組み合わせて運営しているところもあると聞いております。

ご質問の趣旨は、多くの利用者を対象とする施設サービスになじめない利用者が、少しでも落ち着いて過ごすことができるサービス空間が必要ではないかと認識しておりますが、平成29年4月から開始予定としている、地域包括ケアの構築に向けた「新しい総合事業」の中で、本町の実情にあったサービスの展開を検討することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

わかりやすい情報提供と相談体制、サポーターの活用につきましては、認知症や介護認定を要する人たち、または家族の方などへの情報提供につきましては、町広報紙による全

体周知とあわせて、日常の訪問活動や窓口対応等により、個々の状況にあわせて、わかりやすく必要な情報が漏れなく伝わるよう、現在の取り組みを継続してまいりたいと考えております。

また、相談体制の充実といたしましては、地域包括支援センターの役割についての住民理解が重要であり、町内会・実践会、民生委員児童委員などの協力を得ながら周知活動を行い、支援が必要な人が早期に相談につながるような環境づくりを今後とも進めてまいりたいと考えております。

サポーターの活用につきましては、認知症対策の国家戦略として、今年1月に制定された「新オレンジプラン」の、7つの柱の中の一つとして「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」が掲げられており、正しい知識と理解を持ち、認知症当人や家族を支援する「認知症サポーター」の養成を進めることとされております。

本町におきましても、今後も認知症サポーター養成講座の開催を積極的に行い、認知症の方やその家族の方が少しでも、心安らげる地域づくりを推進していきたいと考えております。

2点目に「障がい福祉計画の具体的内容について」のお尋ねがございました。まず、サービス利用実績から見える課題についてですが、障害福祉サービスは、利用者本人が必要なサービスについて、計画支援を受けながら選択する仕組みとなっており、現在、居宅介護の生活支援、就労継続支援B型、グループホーム入所、施設入所、日常生活用具給付が主なサービス実績となっており、子どもを除いた50名の方が利用されております。

今回の計画策定に向けたアンケート調査からは、外出時の移動支援を継続して利用したいという希望がみられましたが、状況としましては、利用したいサービスにつながらないといった事例は出ておらず、大きな課題はないものと認識しておりますので、今後につきましても、利用者ニーズの把握に努めて、安心して生活が送れる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、サービス情報をわかりやすく知らせる工夫についてですが、サービス等利用計画についての相談及び作成などを支援する「計画相談支援・障害児相談支援」が、平成27年4月から、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する、障がい者に適用されることとなっております。

このサービスは、介護保険サービスの居宅介護支援と同じように、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援するものとなっておりますので、適用後は利用者にサービス内容を理解していただける環境が整うものと考えております。

最後に、障がい児の通所状況と支援体制についてですが、障がい児を対象とした施設や事業につきましては、従来において、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月施行の児童福祉法改正等により、根拠規定が一本化され、都道府県が行う施設入所支援と、市町村が行う通所支援に再編されております。

後者の通所支援につきましては、未就学児を対象とする「児童発達支援」と、小学生以上を対象とする「放課後等デイサービス」などがメニュー化されており、身近な地域で質

の高い支援が受けられる環境整備に向けて、取り組みを進めているところでございます。

本町の通所状況としましては、今年1月の実績で、北見市子ども総合支援センター「きらり」の児童発達支援に10名で16回、NPO法人「とむての森」の放課後等デイサービスに、1名で2回の利用となっておりますが、児童発達支援の10名の内4名が、今春に小学校へ入学することから、通所を終えることとなっております。

発達支援体制につきましては、町が実施する1歳6カ月・3歳児健診のほか、日常保育での気づきや、保護者からの相談等によって、子育て支援センターや町の保健師が中心となり、子どもの状態に合わせて、美幌療育病院の作業療法士・言語聴覚士、さらに「きらり」の支援員も含め、児童発達支援につなげております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 皆さんお疲れと思いますが、もうしばらくおつき合いください。

ただいま、二つの社会保障について、まとめて質問しましたので、答弁も少し長いものになりましたけれども、少しずつ整理して再質問させていただきます。

まず、介護保険制度ですが、2000年からスタートしまして15年がたちました。介護保険制度は、3年ごとに小さな見直しと5年ごとに大きな改正がありまして、今回は、3回目の大きな改正ということで、調べますと地域医療介護総合確保推進法と、とても長い名前ですが、要するに医療と介護を一緒に考えるとといいますか、そういう流れでいろいろなことが決まってきたようですけれども、ここで基本に戻って医療保険というのは私たちが誰もそれぞれの入っている医療保険証を持って、具合が悪いときは病院を自分で選んで窓口へ行けば、診察、治療を受けることができます。ところが、介護保険というのは始まった当初ですが、40歳以上の方はみんな死ぬまで支払い続けなければいけないのに、いざ利用するときは、どうしていいかわからないという人が大変多かったんですね。今もう一度基本に立ち返ってですね、もし介護が必要と本人が感じたときに、まず、どういった流れで介護保険を使うことができるのか簡単なご説明をしていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 介護保険の利用の仕方を簡単に説明していただきたいということでございますけども、まず、介護が必要になったっていうことであれば、まず地域包括支援センターの担当者が、行くか来てもらうか、電話きたら行きますけども、そこに行ってですね、まず認定調査を受けることになります。確かにこの方、認定調査やって、基準があって認定を受けたことによって要支援者なのか要介護者なのかということで決まります。それで認定されて初めてサービスが利用できるということになりますけども、さらにサービスを受けるということになりますと、どのようなサービスを受けるかということの計画を立てることになります。それがケアプランといいまして、ケアマネージャーがつきまして、そのご家族、またご本人とお話をして、一体どういうサービスがあっているねとか、その方の症状とか、ご家族の状況を含めてですね、そのサービスを受けるということになります。そのサービスを受けるところは、ケアマネージャーによってですね、その事業者がきまして、例えば訪問介護であればヘルパーさん、訓子府でいうと社

会福祉協議会の訪問介護事業所のヘルパーさんが自宅にお伺いしてですね、日常の生活にかかる部分のお世話をさせていただく、そういうかたちになりますし、また施設に入ることになればですね、うちで言いますと「はるる」さんもありますけれど、静寿園、特養ですね、入るよとなりますと、特養の部分につきましては、すぐには入れなくて、まず申し込みをして、順次、静寿園で判定会議といいますか、入所会議をして順次入所していただく、そういうような流れになっております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 簡単と言っても大変なんですけれども、知りたかったのは、先ほど言ったように医療系の場合は、ご本人がその病院に行って、すぐいろんな診察でわかるということですが、介護保険の場合は、そういうふうに包括支援センターの方と相談してケアマネージャーの方と調査をしていただいて、やはり30日ぐらかかる、その決定が出るまでに30日かかって、そしてその後にまたこの介護施設でそのサービスを受けるかという決定でかなり日数がかかると思うんですが、その前に介護認定というのがあります。この15年間で、やはり介護改正で大きく変わった、一番大きなところが介護認定が要介護認定の判定の仕方がおそらくずいぶん違ってきてるんじゃないかと思います。はじめたころに比べると5年後にはもう倍以上の認定する方がいらっしゃるということですから、この15年振り返りまして、最初のころと比べて今介護認定による、さまざまな問題点があるのかどうか。例えばうちの町で言いますと、その介護認定を申請をして、非該当となる方もいらっしゃるのかどうか、もし、申請をするということは、介護してほしいという要望でするわけですから、そういう方の対応をどうするのかということと、認定審査会とか、2次判定が認定審査会でやるんですけれども、こういったかたちを本町の場合はどういった人たちが審査会の委員になっているのか、その辺、具体的なことを少し教えていただきたいと思います。

先ほどの、申請して30日かかる、30日以上かかるんですが、例外もあるとお聞きしていますので、その辺のことも教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、介護認定の関係、30日くらいかかるかということも含めて何点か質問ありましたけども、先ほど私、介護認定をまず受けてからということでサービスを受けるということでございますけども、基本はそういうことでございますけども、基本的に今言ったような待ってられないという部分ありますので、先にですねサービスを受けることは可能でございます。介護を受けて認定を受けてから、改めてさかのぼって契約を結んでするということになりますけども、あくまでもそれは認定が受かったってことが前提でございますので、そうでない場合も中にはあるかと思いますが、その場合は、自己負担というかたちにはなりますので、事前にサービスを受ける、そういうことは事前に説明してですね、ケアマネージャーさん、うちの介護認定の最初は、うちの保健師が行きますので、事前に説明して、こういうことがありますと十分了解の上、受けていただいております。

それともし介護認定受けてだめだった後、必要な人はどうなんだというようなことで、大変ご心配のことの質問でございましたけども、基本的に介護保険の認定を受けてだめだ

ったというケースもやはりまれにあります。そういった場合はですね、うちのほうでも先ほども言っています地域支援事業、介護予防事業、そういったところでですね、いきいきらいふ倶楽部とか通所行けたりですね、介護保険給付とは別にですね、サービスを受けられたりという方法もありますし、そのほか在宅福祉サービスの中で、ホームヘルプサービスということで、同じ要介護認定を受けた訪問介護と同じような内容のですね、部分の在宅サービス版がありますので、そちらのほうを利用していただいたり、そういうようなことで対応をさせていただいている状況でございます。

それと審査会の状況もご質問がありましたけども、やはり当初と比べてどんどん審査会、認定審査数が増えているのと、更新も当然伴いますので、かなりの数の審査があると思います。本町では、北見地域介護認定審査会ということで、北見市と訓子府町と置戸町の1市2町で審査会を組みまして、その認定審査をやっている状況でございますけども、当初の状況はわかりませんが、やはり回数もかなり増えてやっている状況ではございます。そういった意味ということと、2次審査の関係でございますけど、うちの本町からも出ているのは、静寿園ですね、静寿園の施設長さんが行っていましたけども、3年に1回の更新ですので、前回からですね、そこの施設で働いているケアマネージャーさんが、うちの町から出て、この審査会のほうに入って審査をさせていただいている状況でございます。

介護認定の仕方自体はですね特に当初とは、制度的には何ら変わっていませんけども、確かにいろいろな人数もでできますし、更新部分もありますので、そういった意味では、最初とその審査会の人数も若干増えていってますどんどん。そういった中で、制度は変わってませんけども、その組織自体が大きくなってきている状況だと思われます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） すいませんちょっと質問があまり伝わってなかったかもしれませんが、要するにスタートした当初に比べると、介護認定の調査項目とか介護の認定の判定の仕方が厳しくなっているんじゃないかなという、そこを知りたかったんですね。ですから、申請をしても非該当になってしまったりとか、本当は介護を必要としている人が要支援1・2で、あまりサービスを受けられないとか、そういった事例は本町の場合、今のところないですかということをお伺いしたかったんですね。

それと30日かかる、大体皆さん一般的に介護を申請してから認定くるまでかかるということわかってますけども、やっぱり介護というのは、突然ということも結構あるので、突然、必要になったときに、今、課長がおっしゃったように柔軟なことはできるんですよ。サービスを先に受けることはできますよということが意外と町民のほうに知らされていないんじゃないかなと思うので、さっきの周知の面でも、そこら辺の細かい必要とする人が知りたい情報をまずお知らせしてほしいなということ。現在どうなのかなということのをすいませんその2点です。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、2点ありました当初と比べて審査項目等変わって、厳しくなっているんじゃないかということでございますけど、基本的にはそういうことはなくてですね、当初とそんなに変わらないといえますか。認定方法については変わっていない

いというふうに聞いております。

それとあと、30日での広報の関係でございますけれども、この辺につきましても、現場ですね、相談されると説明するんですけども、やはり、そうでない方に一般でもあまり知られていない部分でございますので、この辺につきましては広報、うちの地域包括支援センターだより「あいあい」を出しますが、その辺にもですね、載せて周知を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） おそらく今回の改正は、団塊の世代の方たちが75歳になる10年後を見据えて、どんどん介護保険制度が拡大から調整、抑制に入っていくって、本当にこのまいつつまで続けられるんだろうかという心配もとともある状況なんじゃないかと思えます。それで、先ほど認知症のことも、工藤議員からもお尋ねありましたけれども、例えばこの認定に関しては、認知症の方たちは、ある意味不利なんですね。と言われております。というのは、調査でいろんな質問を受けますけれども、認知症のいろんな病気がありますけれども、通常は質問には大体受け答えることができ、それが自立という判定を下されて、でも実際は介護する人にとってみると24時間さまざまな違った行動をすることが多いので、そこら辺の認知症の方の判定内容に対する配慮というのは、うちの町ではないんでしょうか、よく自治体で、特別な軽減措置のさっき利用料のこととかで、そういうのがあるといいましたけども、介護保険制度の中でその自治体独特の、例えば、介護認定も認知症の場合は、一から始めるとか、そういうことをしている自治体もあるというふうに聞いているんですが、うちの町の場合、何も問題なければいいんですけども、これからおそらく増えるだろうと町長が先ほどの答弁の中であったように、そういう場合はどうなんですか実態としては。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 認知症の方は認定にちょっと不利ではないかというようなお話でございますけども、認定を受ける前に、まず調査します。そのときに先ほど言いました日常生活自立度というところで、どのぐらいあるかというふうに、まず、認定調査員がします。それとは別にですね、主治医意見書ということで、病院の方からもですね、その方の状況について、意見書いただきます。そこにもどのぐらい認知度があるかというふうに書いています。この二つの調査をもってですね、審査会にかかってきますので、不利といいますか、そういうことも加味した認定調査になっているということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） わかりました。多分この15年の中でどんどんそこら辺が制度とともにまた申請を受ける人たちの意識も大分変わってきて、そしてお医者さんとの連携で医療との連携で、よくなってきているんだと、ちょっとはじめのころのことで、よくそういうことを聞いたものですから、現在はそういう心配はないということですね。

それと今回の改正の中で、先ほど利用料のことで工藤議員のほうから、低所得者に対する計らいをお願いしたいということで、それは私も同意見なんですけれども、今後、地域支援事業のほうに移行していく場合に3年間の猶予があると。その中で計画をしていくん

だよということなのですが、2番目の私が地域密着型の支援が必要じゃないかって言ったのは、どうしても介護が必要となった時、在宅か施設かということになって、施設となると特養とグループホームで選択肢が本当に少ないというか、在宅の場合は、みてくださる家族の方がいらっしゃるんですけども、先ほどからの実態を見ますと、やっぱり老老介護であったり、単身であったり、あるいは障がいを持っている家族と一緒に暮らしていたりという方がいらっしゃる場合に、どうしたら現在の苦しい状況から抜け出せるのかという、いろんな事件が起こる前にですね。その辺が普通の介護サービスだけでは、かなえられないものがあるんじゃないかと。それでうちの町のような5千人ぐらいの小さな町ですと、これ私の妄想になるのかもしれませんが、自分だったらいてみたいなというところが北海道に1件、いろいろ探したんですがなかなかないんですね。せたな町で一つ宅老所と言われるところがありました。「ひより」といいます。これは小さな閉校になった学校の校長先生のお家と教頭先生のお家を改造して、本当に少数の方たちが、一応介護保険を使った事業なんですけれども、とっても自由なんですね、そこへ入って本を読みたい人は本を読んで、寝っ転がりたい人は寝っ転がって、お話したい人はお話しして、本当に家庭的な感じです。そしてお風呂も自由に入れるし、ごはんもそこで利用者さんに家庭料理を食べさせてという、こんな理想的な場所があったら、私もいずれ一人になったときはお世話になりたいなと思ったんですけれども、そういうような多分介護保険を活用した事業所となりますと、私ども素人が簡単に考えてできることではないと思うんですが、そこに介護される人だけではなくて、障がいのある方も子ども連れの方も気軽に立ち寄れる場所が訓子府町の町にあったらいいなと願っているんですが、かなり無理な話でしょうか、町長お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 渡辺課長のほうからもずいぶん答えていただいていますけれども、例えば認知症が不利益になるのではないのかとか、あるいはかなり介護保険法が変わったことによって、入り口のところでかなり振り分けがあるんじゃないかという心配は、これは私もしております。今回が要支援1・2が介護保険から適用外にされていく。それは地域自立型の地域の中で解決していったほしいという考え方ですから、窓口の包括の相談の業務で振り分けるなんて行為があってはならないということがもう危惧されておりますので、ここのところはうちの包括の点では非常に丁寧にやっておりますし、認知症の部分についても訪問したり、あるいは来られたりした中で家族も一緒にお話を聞いたり、その上で医師の意見書をあれますから、介護保険審査会はものすごい件数が増えているという想像つきます。ですから昔、1カ月に一度ぐらいだったのが回数増やしたりとか、いろんなことをやったり、医師会と歯科医師会と課長が出席するのと施設の長が出席してやってたやつも、医師もなかなか対応できないということで、例えば、作業療法士だとか、施設の長がいたりとか、ケアマネがいたりして、非常に何とか柔軟に回数を増やしながらも、介護の状態に対応できないかということで、この北見地区の介護保険審査会も相当苦慮しながら、何とか地域の期待に応えていこうという状況に今努力されているということをもまず1点でご理解をいただきたいということでもあります。

それから、せたな町でいてる宅老所の「ひより」のことを私自身は知りませんが、東京都内の日野等で行っている宅老等も見たことがあります。基本的には、すてきだなと

はおっしゃるとおりですけども、多くは地域の住民による宅老というのがやっぱり多いんです。ボランティアとかそういった人たちが自ら開設したりとかということが多いので、行政が今言われた気楽に寄れてうんぬんというのは、非常に厳しい状況というのは、私もが仮に手がけるとしても厳しいなと。そういうやっぱり福祉に志のある方が、そういった宅老所等々ができないだろうかっていうことが、私の願いでもありますけども、非常に難しいというのが現実です。だから前から言っているように、もうお金が足りない。申し訳ないですけど、さっき余湖議員の質問に障がい者のグループホームの多機能型のグループホームの話をさせていただきましたけども、今、高齢者介護でそういったことをやるとすればできるかできないか、前から言っているシルバーハウジングで1階を年寄り夫婦が住んだり、年寄りの方が住んで、2階を若者が住む、そして地域で集会的なことを組織的に運営できるような体制ができてくると少しはカバーできて、気楽に、これはヨーロッパ型なんだけどできるんじゃないかと思うんですけども、私自身もまだそこまでのですね、現実的に予算投入して、それが今やれるというふうに言えるかどうかというのは、ちょっとこれからの一つの課題として考えていかなきゃならないなと思っている。まだ今の段階ではそれぐらいです。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 先ほど町長が「妻の病」のことを言っていただきましたが、これはレビー小体型認知症という、奥さんが52歳のときに発症して、ご主人が10年間看護をして、その映画だったんですが、町からの助成を受けて、無料で上映することができました。私たちも一体何人の人が来てくれるのかとってもわからなかったんですけども、300人以上の方がいらしてくださって、驚いたのはアンケートを出したんですが、176名の方があの会場の中で、鉛筆で一生懸命背中を丸めて書いてくれました。そしてその中に、介護経験がある方が86名、ない方が118名、介護中の方が21名、記載のない方が10人いらっしゃいました。本当に切実な思いを書いてくださって、やっぱりみんなとても不安だと思っていて、男性の方もいらしたり、また若いご夫婦もいらしていました。だから高齢者の保健計画とか障がい者の福祉計画とかいいますけれども、人間誰しもが平等に年をとりますし、誰がいつどんな病気とかけがとか精神的な悩みで障がいを抱えるかわかりませんから、これもう全体の問題だなんていうことを常につくづく感じました。やはりそういう中で上映終わった後に、町内の方1名と町外の方5名が残ってくださいまして、現在の自分の心境何かを保健師さんや三木施設長などに相談していました。だからやはりそこで言われたのは「ずっと自分の中でこらえて我慢してきたことが、誰かに話をすることで本当に救われるんです」ということです。私も北見の寄り添いの会に2カ月に一度行っていますけれども、本当に男性の方が多くて、奥さんが認知症になったということで、でも認知症ってそんなにおそれることはないんです。映画の中でも言っていましたけど、誰しも起こり得るかもしれませんけど、起こってしまった場合、その患者さんにきちんと寄り添って、その患者さんの心の中に寄り添ってあげれば、そんなに怖い病気ではないんです。ただ、今、介護保険制度がこういうふう to 充実してきていますから、それを上手に利用して負担を少なくする。そこが一番の介護保険制度の役割でもあり、目的でもあると思うので、ここはぜひ職員の方たちも一人ひとりの対応とっても大変だと思うんですけども、もし、そういう地域密着型の施設が不可能であれば、以前から言っているそう

いうお金のかからない余湖議員の空き店舗利用も私は視野の一つに入れているんですが、そこにみんなが集まれるコミュニティーの場所がやはり欲しいなと。何回も言っているんですが、なかなか実現できないというのは、難しいところあるのかなって思っているんですが、ぜひ欲しいです。と皆さん思っていると思います。やっぱりそこが必ずしも高齢者ばかりとか、障がい者ばかりとかっていうんじゃないくて、町民が集える。そこに保健師さんや、そういう介護関係の人が常時でなくてもたまに顔を出してくれて相談に乗ってくれるというそういうオープンな、認知症はもう絶対隠しちゃいけません。オープンで笑えるような、笑顔でいれるような、そういう体制を地域でつくっていくことが一番の治療法だと思います。私も体験の中で医療関係は、あとは介護施設もそうかもしれませんが、決して認知症に対して寛大ではありません。認知症だとカルテに書かただけで、もう特別扱いをされて、一人の人間としての認識がされていません。そういう現状があります。それは多分、職員の体制とか、その医療機関の考え方がよくないからだとは思っていますけれども、せめて地域においては、皆で支え合うということが言葉だけじゃなくて、この保険計画には、素晴らしいことがいっぱい並んでいますけど、絵にかいた餅ではなくて、やっぱりもう実践していくこと。やれることから、町長お金ないとおっしゃったんなら、私、札幌の友達にこういう話をしたら「それいい考えだから私たちのネットワークで寄付を募るよ」なんていうことも言うてくれました。だからいろんな方法をみんなで考えて、ぜひ訓子府の町がそういう面で介護にやさしいまちとして、何か方法をみんなで考えあって実践してほしいなとすごく思っています。先ほど工藤議員が最後のほうで、認知症に向けた認知症カフェとか、そういうことは町で考えてないかということですが、考えていますよね。課長ちょっと説明をお願いします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、ただいま認知症カフェの関係でございますけども、今までですね介護家族を支えあう会ということで、認知症の方を介護されていた方の集まりである場を平成22年からずっとやってきていまして、現在も進めているところでございますけども、さらにこれを発展させて、認知症カフェという方向でやっていきたいと思っていまして、まだこれまだ計画段階でございますけども、先ほど言った国の新オレンジプランの中にも認知症カフェを各市町で設置するようという指針も出ていますので、そういうことを踏まえて今検討しているんですけども、介護家族を支えあう会ってボランティア室の中で皆さん集まってやってもらっているんですけど、これですね、もっともっとオープンにしようということで、今のきらきら本舗のたんぽぽの一角をですね、ちょっと場所を借りてですね、オープンスペース借りて、そこで月に1回程度、そこで気楽にお話をしましょう。もしあれであれば認知症の方も一緒に来て話をしましょうという、そういう場をつくるということ、そして、もっと専門的に具体的にフォローが必要だということになれば、また来てもらって、また別なところで保健師なり、専門の方とお話をしやったらどうかということで、今そういう計画段階で進めておりますので、まだ具体的なものではないですけども、そういう方向で今検討中だということでご理解願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ありがとうございます。この間、介護家族を支えあう会の中で

最後のほうで、保健師さんがとてもうれしそうな声で、顔で「実は私たちこういうことを考えているんですよ。名前まで付けました。でもまだ上のほうにはとおってないんですけどね」という話で、やはり私たちも2年間、家族会として、保健師さんと一緒に相談者を迎えてたんですが、なかなか小さな町のせいなのか、相談に訪れる人は少ないっていうか、ほとんどいっしょじゃなくて、その中で、家族会でいろんな議論をするんですけども、やっと保健師さんたちも自分たちなりの方法でもっと町民に広めてやってみようという姿勢が、とてもうれしかったなと思います。ぜひそれが成功できるように皆さんと今後も見守っていききたいなと思っています。

なぜ障がい者の計画もこの中に入れたかといいますと、本当に先ほど言いましたように、障がい者の方もそのうち年をとります。それから、年をとってまた血管性の病気とかで障がい、もう半身不随なってしまうたり、障がいを抱える方もいます。本当に決してこれは別々の福祉ではないので、そこで1点、障がいの方のことでお聞きしますが、例えば障がいを持っている方が、障害福祉サービスを受けている中で、65歳以上になった時に、これは介護保険制度に移行するのでしょうか、どういうかたちで、その辺対応になるのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、65歳以上になったらどうなるかということで、基本的には、介護保険制度優先になりますので、障がいのサービスを受けられた方は、今度は介護保険の中でサービスを受けるかたちになるかと思いますが。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） その辺で介護保険サービスと障害者福祉サービスと若干内容なんか違うんじゃないかと思うんですが、その辺の不便さとか合わないとかという、そういう問題というのはないでしょうかね。

それと先ほど答弁の中にもありましたけれども、身体障害者手帳を持っていっしょの方、それから精神障害者手帳、そして療育手帳と手帳が三つありますけど、その障がいを持っていっしょの方の中で、その障がいのために自立ができない方というのは、自立というのは、障がいを持っても、仕事をなさって自分で生活できる人は自立しているんだと思うんですけど、障がいがあるがために自立したくてもできない方というのは、うちの町にどのぐらいいらっしゃるのか、その辺も重ねてお尋ねいたします。

○議長（橋本憲治君） 時間を延長したいと思います。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

引き続き、福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、障がいから介護保険制度にいくことで不都合はないかという話ですけども、この辺については、網羅していると言いますか、そういう中で進めていくようなかたちで、サービスの低下を受けないようなかたちにはなっている

状況でございます。

それから、身体、精神手帳持って自立できない方の状況はどうなのかっていうことでございますけども、数字的なことをいいますと今ちょっとお待ちください。医療系に入院されている方が大体3名、八雲病院等に3名おります。それとあと施設に入られている方が確か10名程度いたかと思えますけども、それとあとグループホーム等に入られている方が16名ということで、そういうような状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） すいません、ちょっと説明が足りなかったんですが、施設に入られている方は施設で、自立は当然できないけれども施設で介護していただいていますよね。在宅している、例えば精神的な障がいの方とか療育手帳、そうですね在宅の方が結構多いと思うので、そういう在宅者の中で、その点どうなのかなということがちょっと知りたかったんですね。時間もあれですので、もう一つ、何かあちこち行ったり来たりで申し訳ないんですがお尋ねしたいことは、最後の障がい児の施設サービスなんですが、先日ちょっとその施設の方から、訓子府町さんは通所支援ですね、その交通費とかは出していないんですかというお電話いただいて、係の方に聞いたときは、きらりに通う分が出しているけれども、他の事業所には出していないというふうに伺ったんですが、それはどうなんでしょう。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、通園補助どうなっているかということでございますけども、今、議員もおっしゃったようにきらりに通園助成でということで、バス代の半分、2分の1出しています。ほかには通園助成のほうは現在していない状況でございます。とむての森とかそういう分については通園助成はない状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） それはどうしてなののでしょうか。多分訓子府町も障がいを持っているお子さんが結構多数いらっしゃるんですけども、それぞれの児童に合った施設、保護者の方が選ぶのかもしれませんが、なぜ、きらりだけしか補助がないのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、とむての森の関係でございますけども、これは移動支援事業といいまして、サービス給付の中で、サービス使います移動、その部分で補助の分はしていない状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） あっち行ったりこっち行ったりで申し訳ありません。障がい者のケアについても、福祉サービスですか、障がいがある方が自分の障がいをカバーするためにサービスを受けたいと思って、でも障がいっていろいろですよね、目の見えない方とか耳の聞こえない方には、どういうふうにして、さっきの周知の話ですけども、どういうふうにしてそのサービスを周知するんでしょうか。ただ広報にまわってても読めませんよね。これから良くなるという答弁あったんですね町長の中にはね、だけどやっぱり今までどうしていたのかなとすごく心配が、要するに本当にサービスがほしい人にきちんと提供されているかどうかというところが、私たちの町はどうなんだろうということがとても心配なんですけどその辺です。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） そういう障がいを持っている方にどうやって伝えているかということでございますけども、本町では、民生委員児童委員さんにおきまして訪問活動で地域の状況を把握していただいた中で情報をもらって対応するとか、保健師が各地区担当張りつきますので、各地区で情報もらったりして、そういう方がいれば情報提供するというので、できるだけ顔の見える行政で、顔の見える状況をつくって対応している状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） そういうことは今のところは心配ないということでとってよろしいですね。最近、民生委員さんたちも未来づくりの大会で感じたのは、とても熱心に地域のことを把握しようという積極的、あの未来づくりがあつてから、ある違う地域でも「私たちも何かしてみたいんだけど」という相談を私も受けましたので、ああやっぱり一つの効果が、大きな効果があつたのかなと思って、やっぱりそれぞれの関係者が、やっぱり連携って簡単に言っても、そうはなかなかならないものなので、その辺が私たちの町のこれから重要な課題なのかなと私も思います。それで本来ならば高齢者とか障がい者という人は存在しないと思います。この制度をやっぱり潤滑に提供するためにはそういう言葉を使わないといけないんだけど、あくまでも、ちょっと年をとった菊池一春さんであつたり、目の不自由な西山であつたりとか、そういう要するに人格をきちんとその人の人格をきちんと尊重した上の介護でなければ、本当に何の意味も持たないと思うし、自分も年をとってあと何年のおまけの人生だなんて考えたときに、やっぱり皆にありがとうと言って亡くなりたいし、そこら辺はやっぱり皆さんで力を合わせて自分たちのこととして考えられるような施策をとっていかなくちゃいけないんじゃないかと思います。

すいません最後に何か支離滅裂で申し訳ないんですが、町長一言ありましたらお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと整理をさせていただいて、私はこの介護保険計画の答申をいただいたときに痛切に感じたことがあります。

言葉が難しい。計画を一生懸命検討していただいた方にも新しい介護保険法がどういふふうになるのかということを保険師たちにフローチャートをつくってほしいと。それでそれを審議会の皆さんにご提示させていただきましたけど、やっぱりまだわからない。一生懸命1年間検討していただいている方もわからない。だからこれは制度そのものをどうやって理解していただければいいのかということは、我々の課題でもあると痛切に感じました。要は1年に1度、各家庭に4月にこういう冊子があるんですけど、実際に自分が介護保険の受給、受けるという側にならないと、あのフローチャートというのは、たどってみないから、関係ないなと思っておそらく読まれていないんじゃないか等含めて、やっぱり介護保険を正しく利用するということがすごく大事なんだなということを僕自身も感じてますし、これからの行政の一つの課題として考えていかなくちゃならないというふうに思います。

先ほど宅老の話がありました。これは全くそのとおりなんですけれども、誰がどのようにやるのか。こういう具体的な提案を私はしていただきたいというふうに思うわけです。

例えば行政でやれっというふうに言っても、今の現状では非常に難しいものがあります。今やっとなんかきらきら本舗、その下で保健師たちがすまなさそうに私のところに来て、まだ町長に言ってませんけども、西山議員からこういう質問が出るかもしれませんなんていう意見がきましたので笑っちゃいましたけども、いずれにしても前向きにやろうとすることは積極的に言ってるか言ってまいかというよりも、どんどん提案してきてほしいという思いもありますけども、少なからず地域でこんなことをやりたい。そして、誰がどういうかたちでやるんだという、そういう提案が今やっとなんか必要な時期に来てるんじゃないかなっていうふうに、決して消極的ではないんですけども、ご理解いただきたいというのが一つ。

それから、介護保険法でいってるのと障害者福祉法でいっている65歳になったら介護保険が優先になるんだと。そのバランス、同じように障がいを持った方たちが介護保険が適用になった時に後退するんじゃないかと。全国的にはやっぱり後退の事例もあるんですよ。これは改善していかなければならない。今一つ出てるのは、地域包括ケアシステムの構築ということで、国が出してきているのは、2025年度までに医療と介護のそういった包括的なシステムづくりというのは、国を上げてやっぱりやっていかなきゃならない。これは私どもも含めて、国もそうしたことにこれから努力していくということですし、積極的にこれは対応していかないといけない。

それから、先ほど申しましたように余湖議員の質問で言っていたように多機能型グループホーム、障がい者のグループホーム、多機能とは一体何なのか。ここはもうちょっと時間があるときに説明させてもらいたいと思いますけれども、やっぱり仕事をする障がいを持った人たち、それからそこで過ごす人たち、あるいは一時的にそこに来ていろんなサービスを受けたり交流をするという、いろんな意味での多機能型の障がい者施設というのは、やっぱり訓子府では今大事なときにきているんじゃないかなと思っていますので、可能な限り西山議員の求めていることに対しても近づけていく努力を私どもはしていかなきゃならないと考えているところです。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 介護保険計画書を見て頭病みするのは私だけでなかったということがよくわかりました。でも、あれは国に出すべきものなので仕方ないとして、町民に出すときは、できるだけわかりやすく、やさしい言葉で書いてください。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本憲治君） 3番、西山由美子君の質問が終わりました。

本日の一般質問は、時間延長して行いましたけども、ここで閉じたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はここで散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労様でございました。

明日も引き続き一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

散会 午後4時12分